

「生活支援相談員活動から見る 避難住民生活の現状調査(第三回)」

報告書

平成26年4月

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

目 次

1	序文	1
2	調査概要	3
3	調査結果(A項目)	7
4	調査結果(B項目)	
	1. 生活支援相談員から見る避難住民の実態	19
	2. 生活支援相談員自身の状況	45
5	本調査のまとめ	49
6	考察	53
7	資料	59

序 文

東日本大震災から3年の歳月が過ぎました。いまだに約13万人以上の方が県内外に避難しています。

昨年、原子力災害による避難指示区域が見直され、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編されました。帰還困難区域からの避難者約2万5千人は、自分のふるさとに立ち入ることさえできません。同じく居住制限区域からは約2万3千人、避難指示解除準備区域からは約3万3千人が避難していますが、これらの方々は自宅に泊まることが許されません。

県では、帰還困難区域や居住制限区域の方々を対象に、復興公営住宅の建設を進めていますが、実際の入居にはまだ時間を要するのが現状です。

このように、避難住民は、今後の自らの居住場所さえ見通しが立たないなか、長い間、不自由な生活を余儀なくされ、大変つらい思いを強いられてきています。

震災から3年が経過し、このような住民の状況を被災地以外の人には忘れてはいないだろうか。忘れようとしていないだろうか。

本会では、震災後からこの間、避難者の生活支援を行うために県内市町村社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、最も身近な見守り・相談者として、避難されている住民の生活支援を続けてきています。しかし、避難が長期化するほどに住民の生活不安は大きくなり、個人や世帯が抱える課題がより深刻化しています。

今回の調査からも、高齢者のみの世帯が増え家族介護者が不在となり、さらに、老老介護による共倒れが懸念されるなどの状況がうかがえます。

避難生活には限界があります。しかし、これからもまだ避難生活が続く見通しです。私たち社会福祉協議会は、避難者の生活や命を守るために、継続して必要な支援を行っていく使命を持っています。

震災から3年、避難生活がどのような現状にあり、今後はどのような支援が必要なのかを改めて問い直すための資料となれば幸いです。

平成26年4月

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

調査概要

1. 目 的

東日本大震災から3年の時が経過します。この間、標記調査を2回実施し、そのたびに必要な支援策などを関係機関などと共有してきました。

震災から3年、さらに長期化する避難生活により住民の生活はどのような状況にあり、どのように変化しているのか、この点について生活支援相談員の視点からあらためて明らかにし、今後さらに必要とされるべき生活支援策などを提言していくことを本調査の目的とします。

2. 実 施

- (1) 調査の実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会とします。
- (2) 本調査の実施にあたっては、県内市町村社会福祉協議会に配置されている生活支援相談員の協力を得て実施します。

3. 調査の協力機関

特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会

4. 調査の対象

県内市町村社会福祉協議会配置のすべての生活支援相談員
(平成26年1月1日現在計 計205名)

5. 方 法

生活支援相談員への郵送調査

6. 期 間

平成26年1月15日から1月31日まで

7. 項 目

A項目(チーフ生活支援相談員のみが記入)

- 問1. 「見守り」訪問している世帯数
- 問2. 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯
- 問3. 最近、問題が深刻化し対応が困難な事例
- 問4. 仮設住宅内におけるコミュニティの変化
- 問5. 世帯の変化や分離によって顕在化した福祉的課題
- 問6. 避難先に移住する場合の課題

B項目(すべての生活支援相談員が記入)

1. 生活支援相談員から見る避難住民の実態

- 問1. 日々の生活において感じている不安
- 問2. 生活上の課題
- 問3. 長期化する避難生活で必要とする支援
- 問4. 生きがいにしていること(※複数回答)
- 問5. 感謝していること(※複数回答)
- 問6. 今後の自立生活を困難にする障害(※複数回答)
- 問7. 生活支援相談員と最も連携が必要な関係職種及び専門機関
- 問8. 今後、生活支援相談員が行うべき活動
- 問9. 避難住民の生活支援に関して、行政機関等に提案すべき事項(※複数回答)

2. 生活支援相談員自身の状況

- 問1. 職務上の喜び
問2. 職務上の悩み
問3. 今後の職務上の目標

8. 回答数

市町村名	生活支援相談員数 (調査時点)	調査票 A 回答の有無	調査票 B 回答数
広 野 町	5	○	5
檜 葉 町	7	○	6
富 岡 町	21	○	21
川 内 村	4	○	4
大 熊 町	17	○	6
双 葉 町	17	○	15
浪 江 町	25	○	21
葛 尾 村	4	○	4
飯 舘 村	11	○	10
相 馬 市	14	○	13
南相馬市	20	○	20
新 地 町	4	○	4
いわき市	17	○	17
福 島 市	4	○	4
二本松市	4	○	4
伊 達 市	1	○	1
本 宮 市	2	○	2
国 見 町	1	○	1
桑 折 町	1	○	1
川 俣 町	2	○	2
大 玉 村	2	○	2
郡 山 市	5	○	5
須賀川市	4	○	4
田 村 市	3	○	3
三 春 町	2	○	2
白 河 市	2	○	2
矢 吹 町	2	○	2
西 郷 村	1	○	1
会津若松市	3	○	3
計	205		185 回答率 90.2%

調査結果

(A項目)

【問1】 「見守り」訪問している世帯数

【問2】 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯

生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数は、調査時点で仮設住宅が5,612世帯、借り上げ住宅は4,799世帯です。

前回(平成25年)調査時は、仮設住宅が4,604世帯、借り上げ住宅が1,500世帯、前々回(平成24年の第一回)調査時は、仮設住宅が3,622世帯、借り上げ住宅が754世帯でしたので、前々回調査から、仮設住宅は1,000世帯ずつ、借り上げ住宅では6倍以上の訪問世帯の増となりました。

全市町村集計表

(平成26年2月1日現在)

今回調査		
「見守り」訪問世帯数	仮設住宅 5,612	借り上げ住宅 4,799
内 一人世帯	2,016	1,410
(上記のうち)	高齢者世帯数 1,431	491
重複世帯 非該当世帯有り	障がい者世帯数 89	20
	その他要支援世帯数 478	83
内 二人世帯	2,060	1,274
(上記のうち)	高齢者世帯数 1,664	677
重複世帯 非該当世帯有り	障がい者世帯数 122	37
	その他要支援世帯数 301	63
内 三人以上世帯	1,536	2,115
(上記のうち)	高齢者世帯数 889	699
重複世帯 非該当世帯有り	障がい者世帯数 71	67
	その他要支援世帯数 532	196

※「見守り」訪問

気がかりなことなどがあり、見守りが必要であると認識した上で、週一回、月数回等の訪問を行っているような場合。また、訪問の必要性が高いが本人が拒否している場合も含む。

(平成25年2月1日現在)

前回調査		
「見守り」訪問世帯数	仮設住宅 4,604	借り上げ住宅 1,500
内 一人世帯	1,665	230
(上記のうち) 高齢者世帯数	1,300	174
重 複 世 帯 非 該 当 世 帯 有 り	障がい者世帯数 68	8
	その他要支援世帯数 282	44
内 二人世帯	1,783	336
(上記のうち) 高齢者世帯数	1,561	276
	障がい者世帯数 99	7
重 複 世 帯 非 該 当 世 帯 有 り	乳幼児がいる世帯数 6	2
	その他要支援世帯数 169	48
内 三人以上世帯	1,156	934
(上記のうち) 高齢者世帯数	685	290
	障がい者世帯数 69	19
重 複 世 帯 非 該 当 世 帯 有 り	乳幼児がいる世帯数 70	91
	その他要支援世帯数 77	51

【問3】 最近、問題が深刻化し対応が困難な事例

震災から3年が経過し長期化する避難生活のなかでは、家族間や近隣住民との間でのトラブルや孤立の問題がますます深刻化してきています。以下、具体的な回答です。

仮設住宅に一人で暮らす高齢者(女性)で、部屋の狭さを長期間にわたり訴え、住み替えに強く固執される方がいた。再三に渡って行政担当課、議員等に訴えることが続いた。担当課も住み替えに関しては応じないという基本姿勢を変えなかったため、相談員が間に入る形となった。
避難3年近くとなり、新たなコミュニティができてきた反面、馴れ合いや近くなりすぎたゆえのトラブルが出てきている。酒によるトラブルで近くの方々を巻き込んで警察沙汰になったり、ペットのにおいや鳴き声でのいさかいがあった。陰口での個人の追い込みなど、新たな問題が起きている。
応急仮設住宅に入居している世帯主：40歳代男無職、母：70歳代無職の2人世帯。母親が、膝の痛みのため歩行困難になったため地域包括支援センターにつなぎ、同行訪問したところ、住宅の中で倒れて動けなくなっていたため、救急車を呼び入院させた。世帯主は、1年前に会社を解雇され、それ以来無職で、また母とのコミュニケーションもほとんどなく、家の中は全く整理されずゴミの山となっている。退院できても、仮設住宅にもどることはかなり困難である。
生活保護受給者等生活困難者への対応が難しい。震災前から抱えている個々の問題がさらに大きな問題となっている。
家族関係が悪化している。対応困難者とその家族や隣人の考え方に大きな違いがあり、行政や専門機関に繋げても改善しないケースが出てきた。賠償関連での避難先住民との確執もある。自立心が低く、自立に向けた支援が難しい。
独居高齢者が長期の避難生活により自立した生活が困難になった場合、入居できる施設が不足している。
県内外に新たな住居を確保していく世帯がある一方、行政計画の見直しや家族関係等により、どこに生活拠点を置くかを決めることができない世帯が焦りを感じ、ストレスの原因の一つとなり、体調を崩されている方がいる。自主組織の中心的人物となり、同じく避難されている方々の話や悩みを聞くなど、避難者でありながら支援者としての立場にある方への支援も必要。
○施設に空きがない、年齢が当てはまらないなど、施設に入居できず介護サービスが受けられない。また、老老介護や遠距離介護等の問題がある。 ○周りの人たちが生活再建し始め、自分を取り残されている孤独感や焦りがある。(移住先が見つからない。先が見えない現状では動けない等。) ○仮設在住の50代男性。飲酒による暴力行為(家庭内含)や隣人への暴言等で騒ぎを起こし、数回警察沙汰になっている。他の施設で騒ぎを起こしたこともある。また、他施設に住む男性の妹(50代)も、近隣住民や相談員への暴言、他人の部屋に勝手に上り込むなどの異常行動が見られ、どちらも役場で対応に苦慮し、自治会や住民は困惑している。 ○仮設に住んでいる方で、お嫁さんは義母が一人で生活するには大変だろうから施設に入ってもらいたいと思っているが、本人は入りたくない。また、お嫁さんは義母のためにデイサービスに行ったほうが良いと思っているが、本人は、お嫁さんから邪魔だからデイサービスに行ってほしいと思っている。お互いに仲が悪いわけではないが、両方の思いも聞いている私達としてはどっちにつくこともできない。 ○高齢独居の男性。年齢は90歳を超え、足も弱ってきている。服薬管理や自分で電話を掛けること(掛け方が分からない)ができないので、一人での生活がとても心配。家族は県外のため毎日来るのは難しい。仮設に友人・知人はおらず、頼れる人はいない。施設を探しているが、すぐに入居することはできず今も独居の状態である。

○震災により、大きな家で2世帯あるいは3世帯で同居をしていた方たちの多くは、子ども世帯との別居や県外への避難などで不便や寂しさを感じている。子ども世帯が戻ってこないことから、家の再建を諦めたり、家に閉じこもりがちになるなど、無気力やうつ状態となる世帯が見受けられる。 ○家族間でもプライベート空間があった自宅から、狭いアパートへ移ったことにより、以前は距離をおいた生活ができていたが、それがなくなりストレスに繋がっている。
○物忘れがひどくなっているのか、出席すると約束していた時に留守にして出かけてしまったり、お茶会や他の行事への参加もしていたのに出て来なくなったりと、明らかに状況が変わっている。
○認知症と思われる方(尿漏れ)が集会場に出入りし、住民とトラブルになった。 ○単身者(知的障害あり)の面倒を親族等でみない。
○室内にはいる様子だが訪問しても会うことができず、電話連絡もとれない。そのため専門機関も対応することができない。 ○昼間から飲酒し、そのまま車も運転してしまうので危険。また、家族に暴力をふるうこともあるので、運転の心配もあるが、仮設に居るのも怖い。 ○生活支援相談員への依存心が強くなり、些細なことで頻繁に電話をかけてくる。 ○仮設内が分裂してしまい、サロン参加者がゼロになる。自治会長とも相談の結果、当面休止とするが、別な入居者との派閥関係が深刻化している。 ○夫が要介護3で、認知症が進行し、妻の介護負担が大きく、ストレスを抱えている。ケアマネも各種サービス等プラン作成するが、本人が拒否している。
時間を持て余し、飲酒量が増えている。そのためアルコール依存症の人が出ている。病的状態が見られても病院受診に繋がらないケースが出ている。(本人の意思にて)。自暴自棄の言動が現れている。
高齢世帯(姉・弟)の事例。両方とも認知症で、弟がデイサービスの送迎時間前に家を一人で出てしまい、職員が迎えに来たときには不在の状態。姉も時間前に弟が出て行ってしまったことに無関心。この件以外にも、仮設の居室から離れてしまい、救急隊のお世話になったことが何度もあり、対応が困難になりつつある。
災害公営住宅へ入居予定だったが保証人がいないため移動をキャンセル。仮設にいた間は金銭的に生活できるが、その後の予定がたっていない。原発関係避難の高齢者や一人暮らしの高齢者は移転先が決まらないため不安を抱えている。
○高齢者がいる世帯で、避難後息子と共に生活をしていたが、息子は市内の別の借上げ住宅に移り、現在は高齢夫婦のみで生活している。(親子間トラブルが原因?)。夫は視覚障害があり、妻はやや知的障害のような症状がある。息子は離れた後も親世帯との接点はあるが、月に数回程度である。夫は要支援を受けており、通院時に、院内、薬局までの完全付き添いを希望しているが、現状のサービスでは困難である。相談員が訪問した際、その点について何度となく要望があった。その都度行政に繋いでいるが、サービス内容の変更は無い。最近では夫が相談員に対し度々怒鳴ってくることもある。行政職員に対応してもらったが、同様の状況である。現在、相談員の訪問は一旦休止し、行政、担当のケアマネで対応している。息子へのストレス、視覚障害者に対しての周囲のサポートが全然足りていないと言う本人の思い、借り上げ住宅での孤立化、震災に対してのストレスなどが主な原因と思われる。今後、他機関と連携し、再訪問時期を検討している。
雪の降る中、病院へ行くと出かけたまま3日間連絡がとれないと相談員に相談あり。除雪が進まず通行止めの状態の中、社協より行政につなぎ、除雪チームへつないでもらった。除雪の順番を大きく変更してもらい、安否確認を優先に動いてもらい、その日のうちに元気であることが確認できた。常に避難者への追いかけてこの様な訪問も問題であると思う。

【問4】 仮設住宅内におけるコミュニティの変化

避難先で一旦形成されたコミュニティも、住宅を再建したことなどにより仮設を離れる者が増えてきており、避難コミュニティが揺らぎ、残された住民の焦り、不安などが深まっています。以下、具体的な回答です。

それぞれの仮設で様子は異なっている。時間が経過するに従い、結束していろいろなイベントや集まりに参加して過ごしている仮設と、一切行っていない所とがより顕著になってきている。集会所の利用についても、ほぼ固定化した感がある。手芸(手作り品)にしろ、踊りの活動にしろ、参加メンバーが決まってしまっているため、後から混ざりたいと思ってもなかなか入り難い雰囲気になってしまっているように思う。震災から3年ともなると、自立に向けて自宅を再建する世帯も出てきている。仮設入居で再建能力のある方は、その仮設のまとめ役を務めている場合が多いため、弱者世帯が残されるということにもつながり、今までのような結束力が保たれるかどうか懸念される。
やはり高齢者が一日中家の中で過ごしているという傾向にあり、震災発生より3年、新たなコミュニティの形成は難しい状況。生活の目途が立って仮設住宅を出る世帯も増えてきている。同じ苦悩を共有してきた仲間が減り、孤独感、不安感、焦燥感が広がり出している。
3年が経過し、趣味やサロンでの仲間づくりが進み、独自で活動できる組織ができ、生きがいがづくりが行われ始めた。しかし、そのグループの集会所独占により、他の方々が利用できず、不満が出るなどの面も出てきている。
再建が決まって仮設住宅を退去する世帯が増えているが、残った住民に気兼ねして、引っ越しギリギリまで言わないケースが多い。仮設の住民が減って、お茶会の出席者も以前に比べ半減している。
仮設を出て、それぞれの生活へと踏み出して行く世帯が増えてきて、取り残された感じを受け初めてきた。今までの我慢の限界が出ている。戻れない状況の中、心の悩みで不安が多くある。仮設での隣近所の確認をすると、住民同士のつながりの強さを感じる時もある。
入居者減少により、コミュニティ構築が不可能。
特定のグループがいくつかできているが、相互交流があまりないため、サロンを開催しても参加者は固定化されている。また、どのグループにも属さない方もおり、孤立が心配な状況にもなっている。
土地、家を購入し転居をする世帯(予定も含む)が増えてきた。仮設には、一人暮らしの高齢者、介護が必要な高齢者を持つ世帯が残されてきている。
自宅を購入したのにそのことが周囲に言えず、仮設に籍を置いたままの方がいる。また、地域により賠償格差があるなどして、お金や家のことについては住民同士では直接触れず、相談員に思いを吐露する状況が見受けられる。今後、仮設のより一層の高齢化も進むと思われ、相談員の役割の重要性がさらに増すと思われる。
○ 仮設支援においては、避難元社協が主に窓口になり、対応にあたっている。活動する住民は固定し、集いに参加しない避難者へのアプローチに苦心している。
○ 避難区域が再編され、賠償の問題など、住民間でひがみやねたみの声が多く聞かれるようになった。良好だった人間関係の距離が微妙に広がり始めている。

○入居当初と違い、それぞれ気の合うコミュニティが構築され、固定化している。(共通の趣味仲間、散歩仲間等)。また、仮設ごとに自治会が活発に活動し、結束を強め、日々の見守りなども独自に行っているところも出ている。地元にはいた時よりも、今生活しているところのコミュニティを優先している方が増えている。 ○茶話会に出る人出ない人、自分自身の考え方や趣味に合わせて判断する方が増えてきている。 ○最近では、新築・中古などの居住地へ移転していく方がおり、話し相手がいなくなったり不安を感じたりしている。 ○今住んでいるところで新しいコミュニティができており、仮設住民が高齢者の見守りや少しの変化に気付き情報をくれる。 ○最近、退去者が目立つ。親しい人の引っ越しに伴い、おいてきぼり感なのか、引きこもりや賠償の格差で表情を失う人も少なくない。 ○独居男性50代、仮設で唯一頼りにしていた人が県外に引っ越ししてしまったため、話せる人がいなくなってしまった。引っ越ししてから数ヶ月経つが、その後も他の住民と話をしている姿は見えていない。最近では新たな生活を求め退去する人も目立ってきた。仮設内で、新たに築かれたコミュニティが縮小している。
独立して退去される方々を笑顔で送り出したが、仲間がいなくなってしまった寂しさから孤立してしまうと同時に、自分のこれからの生活、住宅に不安を感じ、結論を出せず塞ぎこんでしまう方が見受けられる。
地元避難者が多いため、日中就労している方が多く、自治会も発足せず、コミュニティはあまり活発ではなかった。市営住宅が完成し、退去者も増えていく中、今後の見通しの立たない方のコミュニティ不足は、孤立に繋がっていくと思われる。
長いお付き合いのあるボランティアとの関係がマンネリしているのか、参加人数が少なくなってきたり、また、ボランティア側も仮設入居者の方に、仮設以外の場所での協力を要請したりということもあり、お断りするのに困ったりする。
賠償に差が生じたことで、住民間のねたみが生じ、互いに距離を置くようになった。
○被災状況によって先の見通しが立たないなど不安や思いの違いが生じている。また、仮設での生活が長期化し、すでにコミュニティが形成されており、それぞれ離れていく時が辛いとの声が上がってきた。 ○特定の仲間で自主的に活動されている中に入っていけない雰囲気が出ている。 ○精力的な自治会長は、各種活動にも積極的で自治会組織での横のつながりも確立されており、仮設内の見守り等良好な状態にある。 ○未だに外に出ることが少なく、孤立している入居者がいる。
密集した仮設にて近所づきあいを楽しんでいたが、年数が経つにつれて近所づきあいのわずらわしさ、感情のコントロールが難しくなってきた。「カーテンを開けたくない」という言葉が聞かれるようになった。
地元住民だけではなく、他地域の住民との交流が増えてきている。また、気の合う仲間同士の付き合いが増えて、付き合いが固定的になっている。それでも仮設住宅内では、お互いに気に掛ける、心配する等の相互作用が生じている。
被災高齢者住宅や災害公営住宅へ入居した人や、家を再建した方が多くなってきた。仮設によってはサロン活動やお茶会を開いても人が集まらず、仮設住宅でのサロン活動を取りやめた仮設も出ている。
○サロンメンバーの固定化により、新規の方が参加しにくい状況がある。また、避難生活の長期化によるストレスにより、住民同士のトラブルが多くなってきた。 ○若い世帯が出て行ってしまう、高齢者が仮設に残っているケースが多く見受けられる。転居先で新たにコミュニティを再構築することがネックとなっている。
避難直後は仮設住宅内の空気も団結した。避難生活も3年になると、個々の生活のリズムが違うことから、隣りの小さな物音や、話し声、家族構成などが気になり出し、小さなストレスが大きく変化してきて、孤立の原因にもなっている。イベントなどの参加も固定化してきていて、自立している人、そうでない人の差が大きい。

【問5】 世帯の変化や分離によって顕在化した福祉的課題

世帯分離による影響は様々な生活場面に出てきおり、ますます深刻化してきています。高齢者世帯が増え、家族介護者が不在になっています。「絆」が切れた世帯、世帯を再構築できない家族が多くなっている現状があります。以下、具体的な回答です。

震災前は大家族で暮らしていた一家も、この3年は親世帯と子ども世帯がそれぞれ慣れない土地での生活を安定させるには十分な時間になった。そのため、親世帯が介護を必要とするような状況になった時、家族のサポートが受け難い環境が整ってしまった。親世帯は特に避難生活という大きな環境の変化から健康や体力を維持することが難しく、将来に不安を感じているようだ。
確かに震災をきっかけとして、一つの世帯だった家族の一部が転出し、別の場所で暮らすという世帯の分離は広がっており、高齢者のみの世帯が仮設へ、子どもや孫の世帯が別居しているケースがでてきており、世帯の高齢化や介護の問題、経済的な弱体の傾向がある。
多く(ほとんど)の世帯が分離を経験。嫁姑の分離により、戻りたくない切実な声をあげる嫁。父母と別れて暮らしたい長男夫婦。更にこれを機に別居の夫婦など、列挙にいとまがない。完全に「絆」が切れた世帯が多い。被害者は、子どもと高齢者である。
もともと同一世帯であったが、震災後の仮住まいを契機にして、再建先が別々になるケースが出ている。結果的に高齢者のみの世帯が増えている。
親の扶養義務がある家族が見えてこない状況にある。子どもに迷惑をかけたくない。(子どもたちは自分たちの生活で精一杯)。
家族の世帯分離が原因で、親や孫の面倒をみていた家族の役割が崩れ、家族間の絆が薄れている。子育てについては、家族がバラバラで母子家庭が増え、子育ての毎日と孤独によるストレスで、精神的に追い込まれている。独居老人の日常生活の乱れや、老老介護による共倒れが懸念される。
狭い空間での同居によるストレス(介護者、高齢者双方)や、世帯分離による介護放棄等が見られるようになってきた。施設サービス(入居、通所等)を使うまでもない高齢者の行き場がなく、徐々に要介護化している。
高齢者と若夫婦が離れたため、若夫婦への負担が多く疲労困憊している状況や、高齢者の孤立等が見られる。
老老介護が増加している。世帯分離したことによって、閉じこもりの高齢世帯が出てきた。孤立して情報が少ない世帯が多い。孤立したことによって、問題の発見が遅れてしまう。
世帯分離せざるを得なかったことにより、若い家族の介護等の担い手がないことで、身体状況が悪化する高齢者が出る面があった。また、高齢夫婦世帯で、どちらか一方が死別され、喪失感や孤独感から身体的だけでなく、精神的にも状況が低下する面も多々あった。また、避難により分離した世帯が、再構築することへの抵抗感が、避難が長引いたことにより、または家屋の事情から見受けられる場合がある。
子育て世代のみの世帯となり、共働きによる経済的負担増が心配である。高齢世帯の場合は、老老介護や独居の増加が懸念される。
同居していた家族が学校や就業のために離れ、高齢者のみの世帯となり、何もすることが無くなった結果、要介護状態になったり、介護度が進行している世帯もある。早急に関係機関に繋ぎ、生活改善に寄与できるよう支援する必要がある。

○避難後、住環境の変化や就労、教育の問題などで分離した世帯が多く、さらに離れて暮らす世帯も少なくない。そのため、高齢者のみの世帯が増え、家族介護者が不在になっている。加えて、長期化する避難生活で体調を崩したり、身体機能が衰えるなどし、介護申請者が急激に増加したため、十分なサービスの提供ができていないケースも出ている。 ○震災前は家族が一緒に生活していた。避難生活で世帯分離をしたり、県外などに避難して離れ離れの生活になってしまった。独り暮らしの高齢者などで、体調を崩した時や緊急を要するとき、誰とつながっているかなどの対応が課題である。県外へ若い世帯は避難しているため、行政や福祉、関係機関との連携を最悪の事態を想定しながら話し合う必要がある。うまく繋がるケースばかりとは限らない。 ○同居していた家族が亡くなってしまい、一人残された住民のその後は、特に、親戚も疎遠、友人知人もいない場合、より一層地域から孤立してしまう。
家族が離れてしまった寂しさは消えない。毎日の生活は待ったなしなので、やむなくそれぞれの生活をせざるを得ない。家族と一緒になら、買い物、病院もつれていってもらえるが、タクシー等の利用をしないと動けない。治療費ばかりでなく、交通費までかかり、経済の負担が大きい。
世帯の変化や世帯分離に伴い、家族間(特に孫に会う)交流が少なくなっている。
三世帯同居をしていたのが、避難により、仮設(老夫婦)、借り上げ(子、孫)に居住したことで、老老介護が生じた。帰還する場合も若夫婦のみの帰還となり、家族崩壊となる。
若夫婦が別な避難先、高齢者夫婦が仮設住宅と、長期的な避難生活で世帯分離に拍車がかかっている。これにより、独居高齢者及び高齢者世帯が増加し、健康面や生活面、特に移動手段等を含め、要見守り、フォローが必要となっている。また、老老介護により共倒れになる世帯が多い。さらに、部屋が狭いため、介護スペースや福祉用具の搬入が難しい。認知症の方の増加も見られるが、家族の協力が得られない。
避難のため世帯分離となり、高齢者のみの世帯が増えている。老老介護となり、共倒れの可能性があり、一つの課題になる。また、どちらかが欠けた場合は、離れて暮らしていた家族が引きとれるのか。その時、問題なく生活できるのかという課題が見えてきた。
世帯の分離によって親が体調を崩した場合、すぐに対応することが困難になってきている。(介護力の低下)。また、家族から離れて生活することによって、飲酒量が多くなっている住民もいる。(注意されることがないため)。さらに、独居高齢者の場合、話す機会が少なくなることによって、精神的不安定、認知症の悪化等の傾向がある。
元の家若い世帯だけ移り、高齢者夫婦だけが仮設に残された。これまでは父親が病院に行く時は自分で車を運転して行っていたが、今は息子に頼まなければいけない状態となる。息子は仕事が忙しく、連絡が取れないこともあり、母親は精神的に不安定な状態となる。病院へは救急車で行くことが多く、息子夫婦は介護にも協力的でなくなった。
○元々一緒に生活していた世帯が、震災を機に分離をし、落ち着きつつあるため再び同一世帯となったが、うまくいかないケースもある。 ○仮設では近所の住民が同町の住民ということもあり、住民同士の安否確認ができているが、借上げ世帯では近所の住民との交流が全く取れていない世帯もあるため、高齢独居、高齢夫婦等のリスク的なものは仮設に比べ高いと思われる。 ○平日のみ母子家庭、高齢夫婦の家庭が多い。(若い世帯の夫が平日遠方で仕事のため、単身赴任に近い生活、または遠方までの通勤を毎日行っているケースが以前に比べ増えている。)その1例として、夫が遠方で仕事のため、週に何日か不在になる。妻、子どもで生活しているが妻に知的障がいのような症状があり、室内で子どもが熱中症になった事もあった。以前は妻に障がいがあったとしても、夫がある程度のフォローを行えたが、震災後は夫が不在になる時間帯が劇的に増え、妻に負担がかかっている。
借り上げ住宅に避難している若年層の家族が、仮設住宅に避難している家族の所に顔を出す回数が年々減ってきていて、高齢者夫婦だけの生活となっている。

【問6】 避難先に移住する場合の課題

避難先に移住する場合、避難者であるという理由で移住先の住民との関係に不安を持ち、避難元の住民の間でも選択が分かれ軋轢を生むなど、複雑な課題があります。以下、具体的な回答です。

慣れ親しんだ仮設住宅内のコミュニティから離れ、また新しい地域での生活を始めるには肉体的にも精神的にも並大抵のことではない。特に高齢者の場合は環境の変化に身体がついていかない。また、移住ともなれば今度は元から住んでいる地元住民の中に入っていくことで、よりストレスを感じると予想される。また、地元住民も新しい避難者が入ってくることで、既存の自治会の統率が乱れると危惧する。
経済的な問題が大きい。どうしても収入減の傾向は否めない。人間関係、環境などの変化で、体調が安定しない方も多い。
避難の方々も、国・県・町の帰還時期、条件が明確になっていない状況で悩んでいるのは当然だが、受け入れる避難先でもその対応策はとれていない。今後、避難先でも受け入れに対する本格的な都市計画づくりが必要である。双方のより良い利益のために。
災害公営住宅や集団移転の場合は、比較的従来の地域コミュニティを保てることが多いが、自主再建や一部の災害公営住宅では、バラバラとなりがちである。新たなコミュニティ作りが必要となってくる。
災害住宅へ移住する際のコミュニティの崩壊が不安。
新たな生活を開始するための住宅再建、生活再建に必要な支援策が用意されていない。比較的古い建物の賠償額が低いと、住居取得の費用が十分に賄えない。
仮設住宅においてでき上がったコミュニティがばらけてしまう恐れもあり、移住した場合には、再度コミュニティを築き直さなければならない。
自分の意思で移住する場合は、地域に溶け込もうと努力するだろうが、今回は自分の意思ではないので、溶け込むのが難しいと思われる。また、原発事故の避難者が賠償金をもらっているのは周知の事実なので、地域住民からやっかみや心無い一言などを嫌がり、孤立する可能性がある。
地域住民とのコミュニケーションの図り方。
今現在の社会資源では解決できない課題がある。各市町村で関わり方が違うため、移住するにあたって支援内容が違う。避難先住民とうまく協力し暮らしていけるような環境の整備が必要。
選択したことに対する責任の重さや、揺らぎ、揺り戻しがあると思われ、肯定的に受容する相談援助が必要と思われる。また、避難元住民の間で選択が分かれ、軋轢を生む問題ともなり得るので、そのあたりの調整も必要と思われる。選んだ地域に溶け込めるよう、また新たな孤立を生むことがないよう、地域のいきいきサロンに誘導するなどコミュニティ支援が必要である。
避難元の地縁を持った状態の移住であるため、移住者の精神的ストレスは想像以上である。
避難先での地域とのつながりが図れるか。近所との交流がスムーズにできるか。孤立はしないか。

○移住先住民との新しいコミュニティの形成、理解。移住先での介護サービスの確保。就労の確保。定期的な見守り、訪問。移住先の行政とのかかわり方。移住前に移住先の土地、物件に関わる情報の提供。 ○移住後の問題に対する相談窓口を作る必要がある。移住するとなると長期的に考える必要も出てくるため、生活環境などを考え、かなり慎重にならざるを得ないのではないか。場所の特定(決定)など、家族間でさえかみ合わない世帯も出ている。また、移住先でも、税の問題・受け入れ態勢など整えるべきところだが、現時点では十分に整えられているとはいえない。 ○住民票が移せない、知り合いと離れたくない、家族と一緒に住めるのか、移転先のコミュニティ、同じ行政区の人と離れたくない、隣人は知らない人、新しい地域になじめるか、避難者だと知れ渡ると嫌がらせを受けるのではないかと、行政のサービスは迅速に対応できるか、多くの不安がある。 ○役場から離れたところに移住した場合、物理的問題が生じるため、行政サービスの質の低下や迅速な対応が課題となる。 ○地域コミュニティになじめるのか、何かトラブルが起きた場合、地域からの孤立にもつながるのではないだろうか。
自宅の補修、管理をしながら避難先へ定住するか、決断できず日々生活をしている。また、ローンの返済は大きな負担となっており、改めて住宅を求めることは二重の返済となり、金銭面でとても厳しい現実となっている。
住居、近隣住民との交流については、多少の時間はかかったとしても、いずれ馴染むと思われるが、就労が課題となる。賠償金を受給しているということからの妬みなどを受け、いたたまれなくなり長期就労に繋がらない。
避難元の自宅から植物などを持ち込み、植えていたりすると、周りの方から「放射能を持ち込まないでほしい」と言われている。
○賠償金等で新しく居住したとき、旧住民との温度差が生じる。 ○避難者意識が強く、わがままになってきているので意識の改革が必要。
○新たなコミュニティを形成しなければならないが、近隣住民との関係づくりに不安やストレスを感じる。どのように孤立を防止するかが課題。 ○地域、地元の情報が分からず困惑する人が多く予測される。 ○就労の確保、若い子育て世帯が環境に慣れるまでが大変ではないか。さらに世帯分離が明確化になってしまう。
地域住民の人たちとの接点が少ない。触れ合える場所や機会等の情報が欲しい。住民との関係を築いていくことが重要である。
仮設で築いたコミュニティのままの移住が望ましい。
以前住んでいた土地とは違う環境(雪、道路状況、交通機関など)に対応しなければならない。また、年齢的な部分や、仕事の種類等で再就職が困難である。さらに、住宅再建をする際の資金が不足しているため、再建したくてもできない状況である。
補償金の問題ある。住所を移動すると補償金がもらえないので、住所を移してまで避難先に移住する人は少ない。そして、補償をもらっているということから、嫌がらせなどをうけたという件数が増えてきている。

調査結果

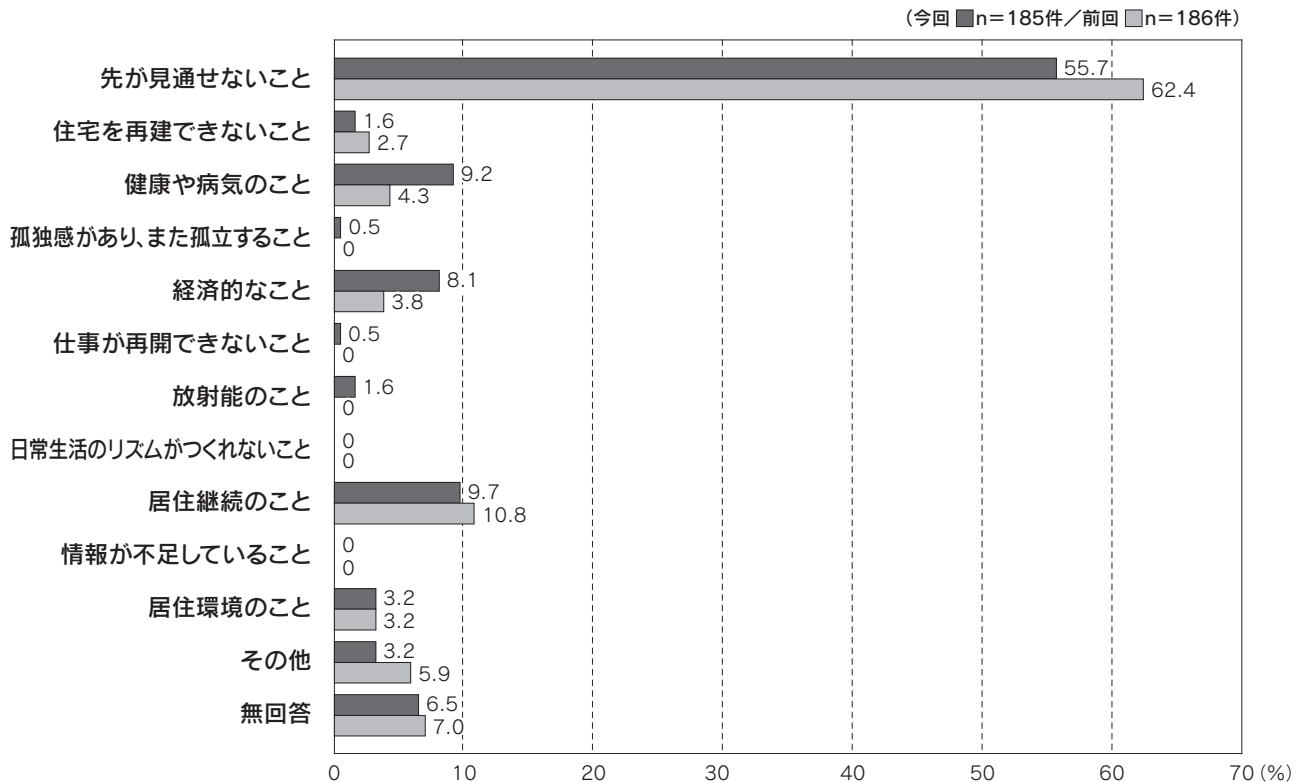
(B項目)

1. 生活支援相談員から見る避難住民の実態

【問1】 日々の生活において感じている不安

【仮設住宅の場合】

この問いに対して際立って多かった回答は、前回調査と同様「先が見通せない」(55.7%) ことでした。次いで「居住の継続」(9.7%) があげられましたが、回答数に大きな差があります。震災から3年が経過してもなお、先の生活に大きな不安があることがわかります。

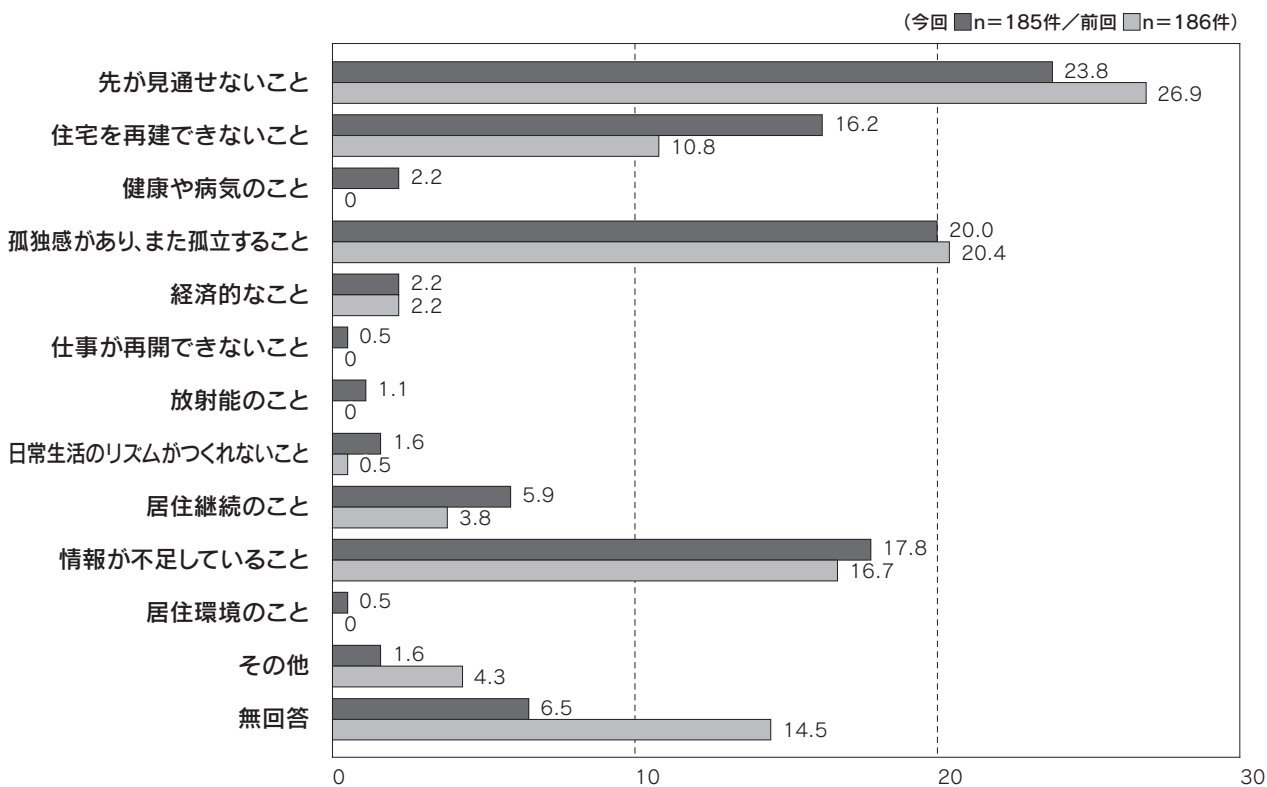


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
先が見通せないこと	103	55.7%	116	62.4%
住宅を再建できないこと	3	1.6%	5	2.7%
健康や病気のこと	17	9.2%	8	4.3%
孤独感があり、また孤立すること	1	0.5%	—	—
経済的なこと	15	8.1%	7	3.8%
仕事が再開できないこと	1	0.5%	—	—
放射能のこと	3	1.6%	—	—

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
日常生活のリズムがつかれないこと	—	—	—	—
居住継続のこと	18	9.7%	20	10.8%
情報が不足していること	—	—	—	—
居住環境のこと	6	3.2%	6	3.2%
その他	6	3.2%	11	5.9%
無回答	12	6.5%	13	7.0%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅の場合も、「先が見通せない」ことに対する不安が最も多く(23.8%)、次いで「孤独感があり、また孤立すること」(20.0%)、さらに「情報が不足している」(17.8%)と続きます。前回調査と同様、孤立や情報不足は、借り上げ住宅の場合の特徴として見ることができます。また、「住宅を再建できないこと」に対する不安が、前回調査時よりもその割合が高くなっています。



回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
先が見通せないこと	44	23.8%	50	26.9%
住宅を再建できないこと	30	16.2%	20	10.8%
健康や病気のこと	4	2.2%	—	—
孤独感があり、また孤立すること	37	20.0%	38	20.4%
経済的なこと	4	2.2%	4	2.2%
仕事が再開できないこと	1	0.5%	—	—
放射能のこと	2	1.1%	—	—

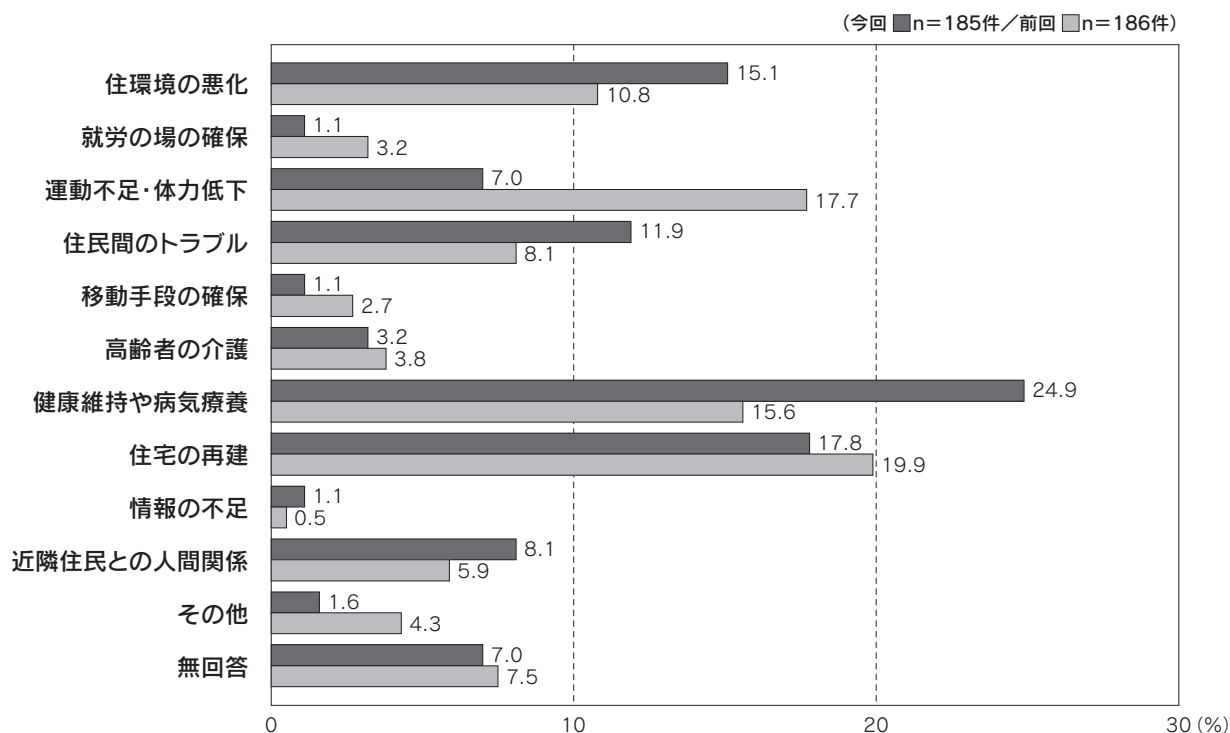
回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
日常生活のリズムがつかれないこと	3	1.6%	1	0.5%
居住継続のこと	11	5.9%	7	3.8%
情報が不足していること	33	17.8%	31	16.7%
居住環境のこと	1	0.5%	—	—
その他	3	1.6%	8	4.3%
無回答	12	6.5%	27	14.5%

【問2】 生活上の課題

【仮設住宅の場合】

今回の調査では「健康維持や病気療養」が最も多い回答で(24.9%)、前回より10ポイント近くその割合が高くなりました。次いで「住宅の再建」(17.8%)、「住環境の悪化」(15.1%)となりました。

一方で、前回調査より「運動不足・体力低下」はその割合は大きく減少しました(7.0%)。

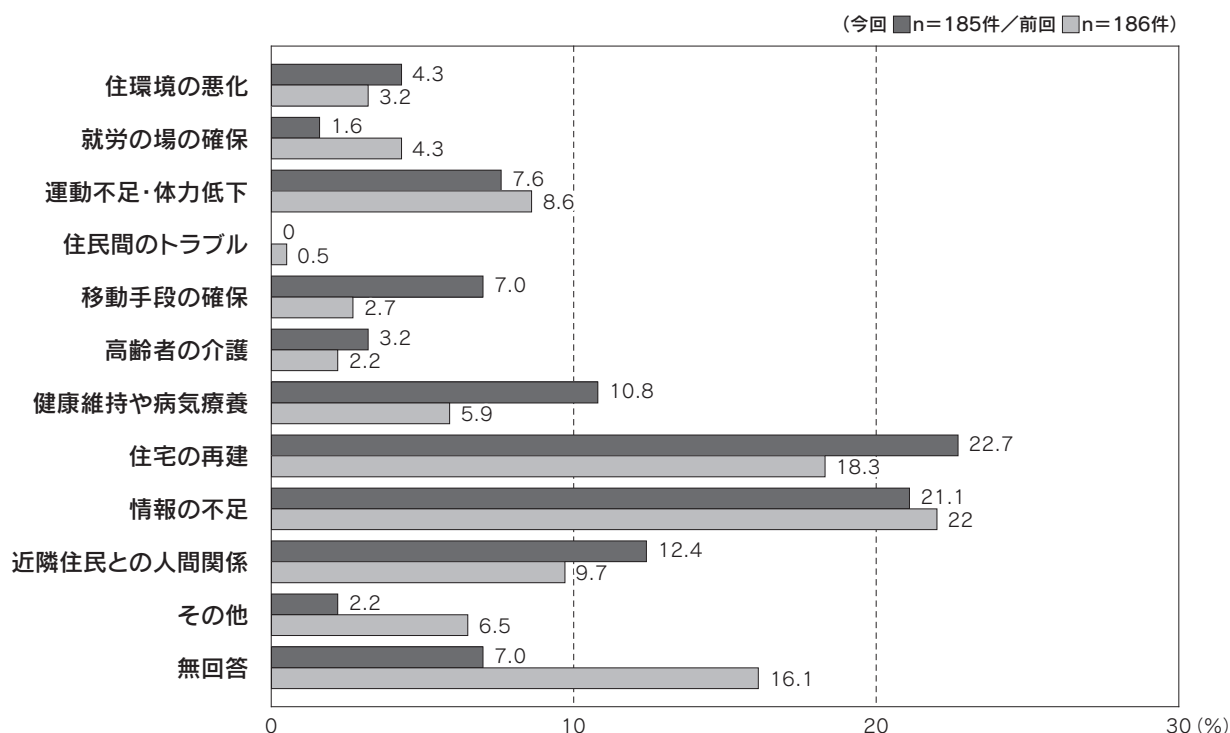


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
住環境の悪化	28	15.1%	20	10.8%
就労の場の確保	2	1.1%	6	3.2%
運動不足・体力低下	13	7.0%	33	17.7%
住民間のトラブル	22	11.9%	15	8.1%
移動手段の確保	2	1.1%	5	2.7%
高齢者の介護	6	3.2%	7	3.8%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
健康維持や病気療養	46	24.9%	29	15.6%
住宅の再建	33	17.8%	37	19.9%
情報の不足	2	1.1%	1	0.5%
近隣住民との人間関係	15	8.1%	11	5.9%
その他	3	1.6%	8	4.3%
無回答	13	7.0%	14	7.5%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅では「住宅の再建」が最も多い回答でした(22.7%)。次いで「情報の不足」(21.1%)と続きますが、この2つの課題は、1年前と変わらず、借り上げ住宅における生活上の課題として高い割合であげられました。



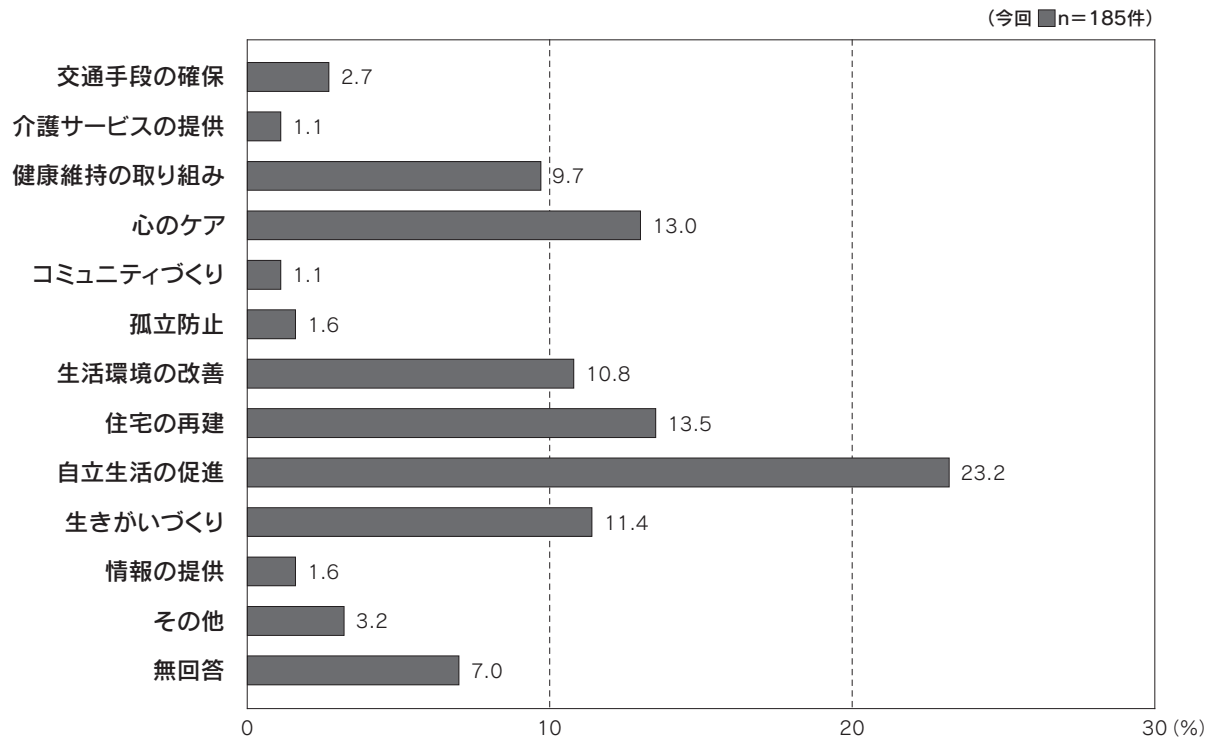
回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
住環境の悪化	8	4.3%	6	3.2%
就労の場の確保	3	1.6%	8	4.3%
運動不足・体力低下	14	7.6%	16	8.6%
住民間のトラブル	—	—	1	0.5%
移動手段の確保	13	7.0%	5	2.7%
高齢者の介護	6	3.2%	4	2.2%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
健康維持や病気療養	20	10.8%	11	5.9%
住宅の再建	42	22.7%	34	18.3%
情報の不足	39	21.1%	41	22%
近隣住民との人間関係	23	12.4%	18	9.7%
その他	4	2.2%	12	6.5%
無回答	13	7.0%	30	16.1%

【問3】 長期化する避難生活で必要とする支援

【仮設住宅の場合】

長期化する避難生活で住民が必要とする支援については、「自立生活の促進」が最も多い回答でした(23.2%)。

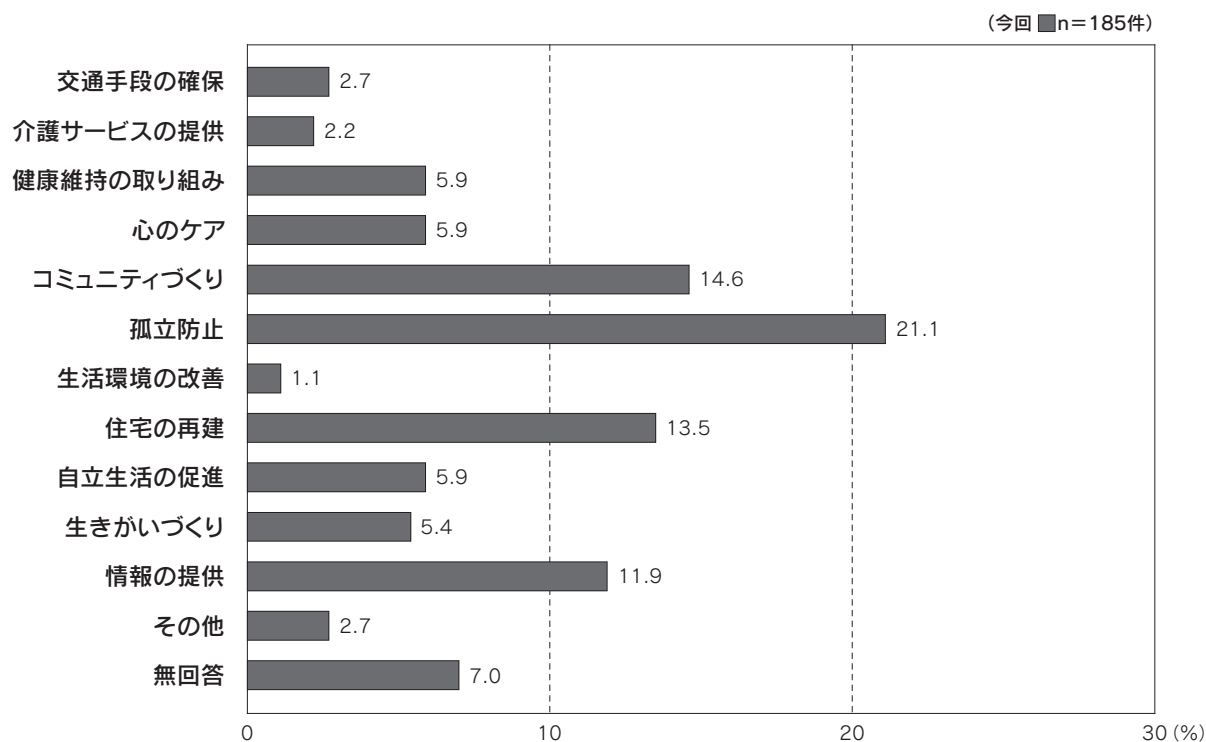


回答内容	件数	%
交通手段の確保	5	2.7%
介護サービスの提供	2	1.1%
健康維持の取り組み	18	9.7%
心のケア	24	13.0%
コミュニティづくり	2	1.1%
孤立防止	3	1.6%
生活環境の改善	20	10.8%

回答内容	件数	%
住宅の再建	25	13.5%
自立生活の促進	43	23.2%
生きがいづくり	21	11.4%
情報の提供	3	1.6%
その他	6	3.2%
無回答	13	7.0%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅の場合、「孤立防止」への支援が必要との回答が最も多く(21.1%)、仮設住宅の1.6%と比較してその割合が極端に高くなっています。



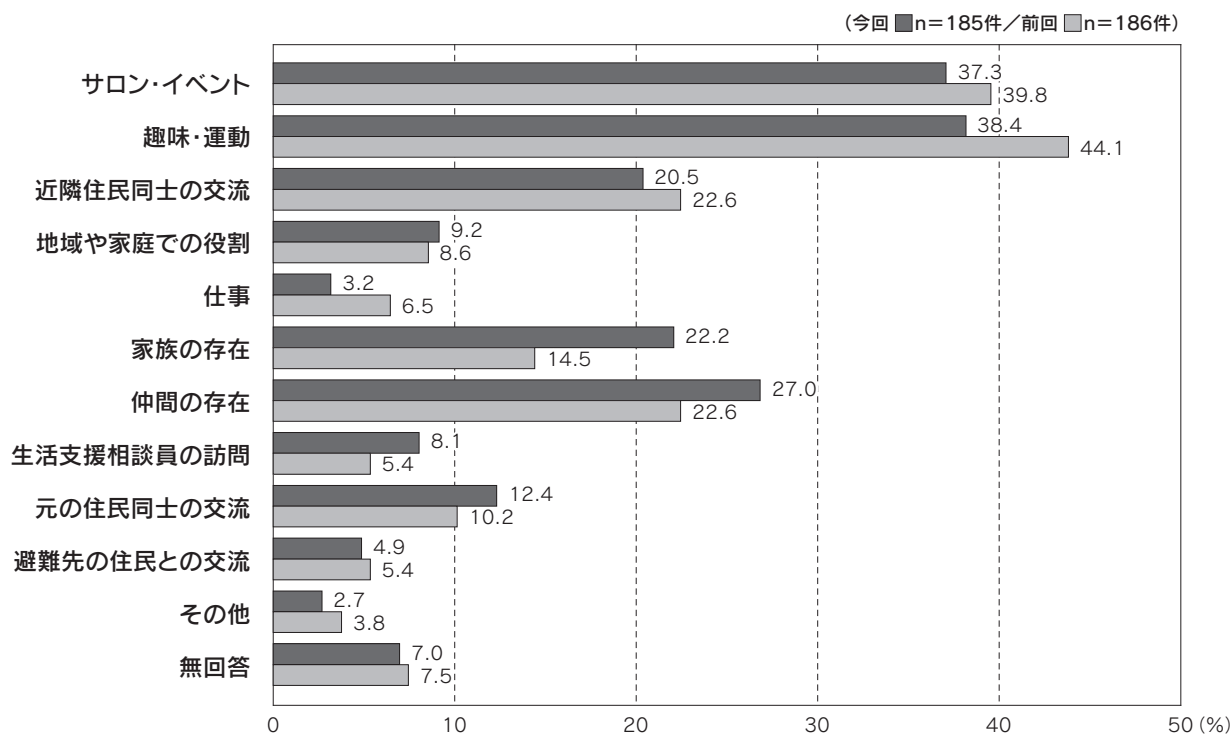
回答内容	件数	%
交通手段の確保	5	2.7%
介護サービスの提供	4	2.2%
健康維持の取り組み	11	5.9%
心のケア	11	5.9%
コミュニティづくり	27	14.6%
孤立防止	39	21.1%
生活環境の改善	2	1.1%

回答内容	件数	%
住宅の再建	25	13.5%
自立生活の促進	11	5.9%
生きがいづくり	10	5.4%
情報の提供	22	11.9%
その他	5	2.7%
無回答	13	7.0%

【問4】 生きがいにしていること(複数回答)

【仮設住宅の場合】

住民が生きがいにしていることについて、生活支援相談員から見て最も多かった回答は、前回調査同様、「趣味・運動」(38.4%)で、次いで「サロン・イベント」(37.3%)でした。

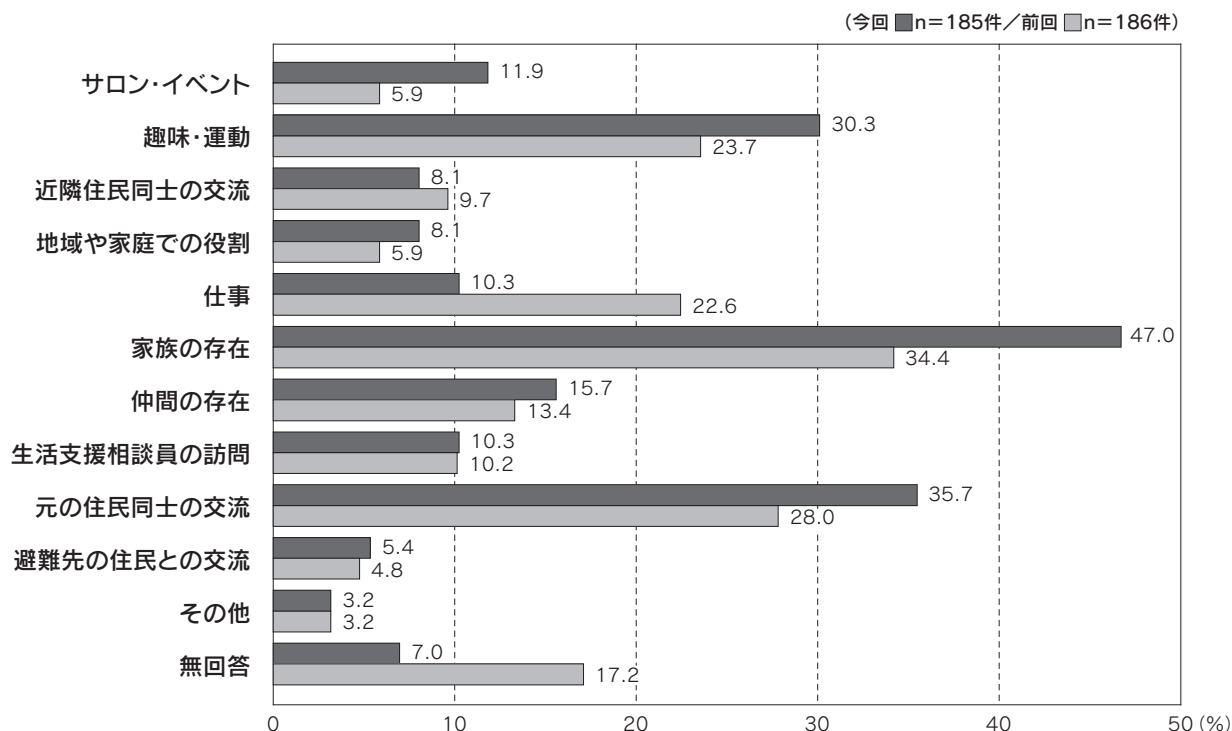


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
サロン・イベント	69	37.3%	74	39.8%
趣味・運動	71	38.4%	82	44.1%
近隣住民同士の交流	38	20.5%	42	22.6%
地域や家庭での役割	17	9.2%	16	8.6%
仕事	6	3.2%	12	6.5%
家族の存在	41	22.2%	27	14.5%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
仲間の存在	50	27.0%	42	22.6%
生活支援相談員の訪問	15	8.1%	10	5.4%
元の住民同士の交流	23	12.4%	19	10.2%
避難先の住民との交流	9	4.9%	10	5.4%
その他	5	2.7%	7	3.8%
無回答	13	7.0%	14	7.5%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅でも、前回調査と同様、「家族の存在」が最も多く(47.0%)、次いで「元の住民同士の交流」(35.7%)と続きます。しかし、いずれもその割合は前回調査より高くなりました。



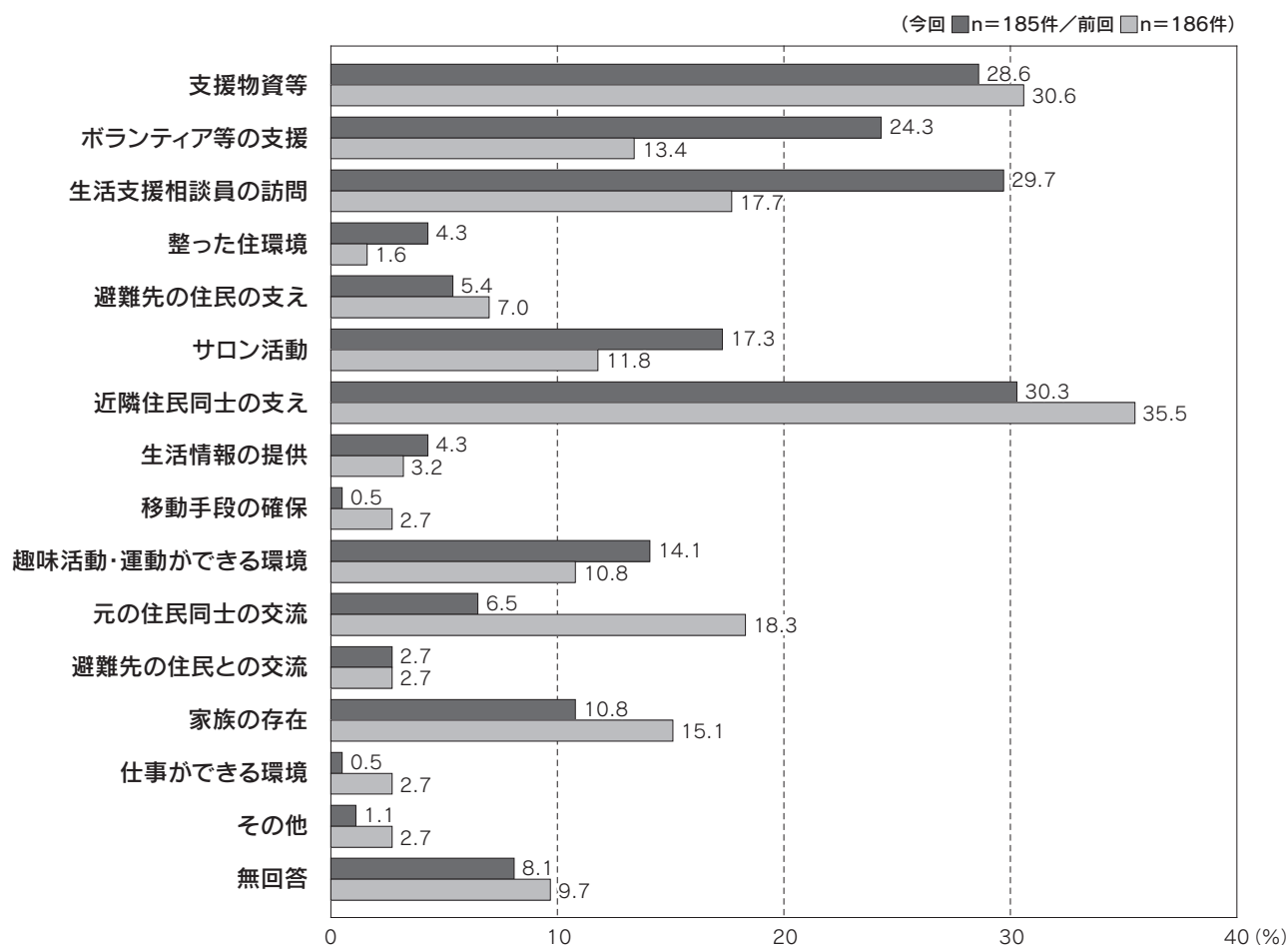
回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
サロン・イベント	22	11.9%	11	5.9%
趣味・運動	56	30.3%	44	23.7%
近隣住民同士の交流	15	8.1%	18	9.7%
地域や家庭での役割	15	8.1%	11	5.9%
仕事	19	10.3%	42	22.6%
家族の存在	87	47.0%	64	34.4%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
仲間の存在	29	15.7%	25	13.4%
生活支援相談員の訪問	19	10.3%	19	10.2%
元の住民同士の交流	66	35.7%	52	28.0%
避難先の住民との交流	10	5.4%	9	4.8%
その他	6	3.2%	6	3.2%
無回答	13	7.0%	32	17.2%

【問5】 感謝していること(複数回答)

【仮設住宅の場合】

生活支援相談員から見て、住民が感謝していることとして最も多かった回答は「近隣住民同士の支えがある」ことでした(30.3%)。次いで「生活支援相談員の訪問」(29.7%)、そして「支援物資等」があること(28.6%)でした。

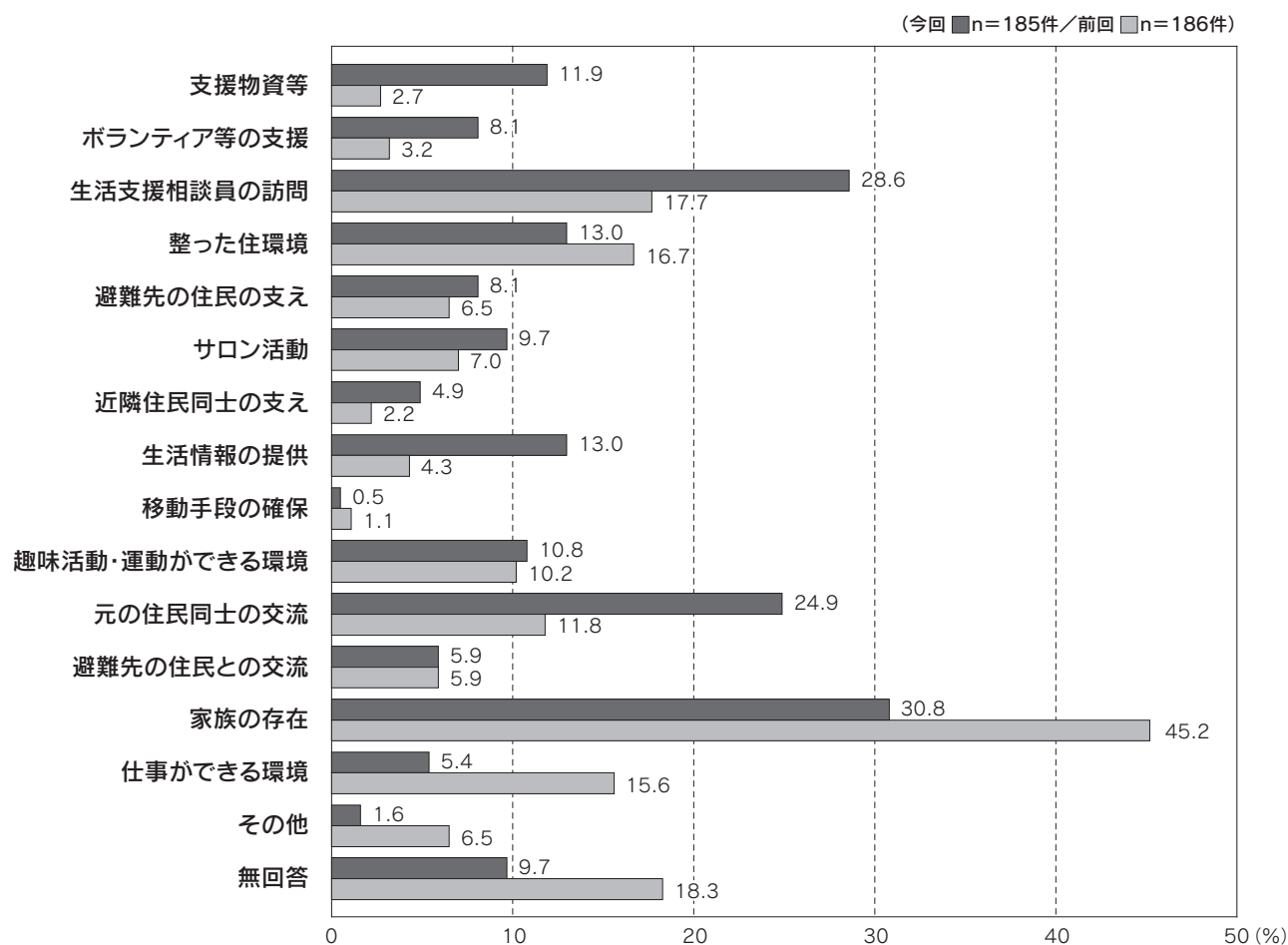


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
支援物資等	53	28.6%	57	30.6%
ボランティア等の支援	45	24.3%	25	13.4%
生活支援相談員の訪問	55	29.7%	33	17.7%
整った住環境	8	4.3%	3	1.6%
避難先の住民の支え	10	5.4%	13	7.0%
サロン活動	32	17.3%	22	11.8%
近隣住民同士の支え	56	30.3%	66	35.5%
生活情報の提供	8	4.3%	6	3.2%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
移動手段の確保	1	0.5%	5	2.7%
趣味活動・運動ができる環境	26	14.1%	20	10.8%
元の住民同士の交流	12	6.5%	34	18.3%
避難先の住民との交流	5	2.7%	5	2.7%
家族の存在	20	10.8%	28	15.1%
仕事ができる環境	1	0.5%	5	2.7%
その他	2	1.1%	5	2.7%
無回答	15	8.1%	18	9.7%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅では、「家族の存在」が最も多く(30.8%)、次いで「生活支援相談員の訪問」(28.6%)でした。



回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
支援物資等	22	11.9%	5	2.7%
ボランティア等の支援	15	8.1%	6	3.2%
生活支援相談員の訪問	53	28.6%	33	17.7%
整った住環境	24	13.0%	31	16.7%
避難先の住民の支え	15	8.1%	12	6.5%
サロン活動	18	9.7%	13	7.0%
近隣住民同士の支え	9	4.9%	4	2.2%
生活情報の提供	24	13.0%	8	4.3%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
移動手段の確保	1	0.5%	2	1.1%
趣味活動・運動ができる環境	20	10.8%	19	10.2%
元の住民同士の交流	46	24.9%	22	11.8%
避難先の住民との交流	11	5.9%	11	5.9%
家族の存在	57	30.8%	84	45.2%
仕事ができる環境	10	5.4%	29	15.6%
その他	3	1.6%	12	6.5%
無回答	18	9.7%	34	18.3%

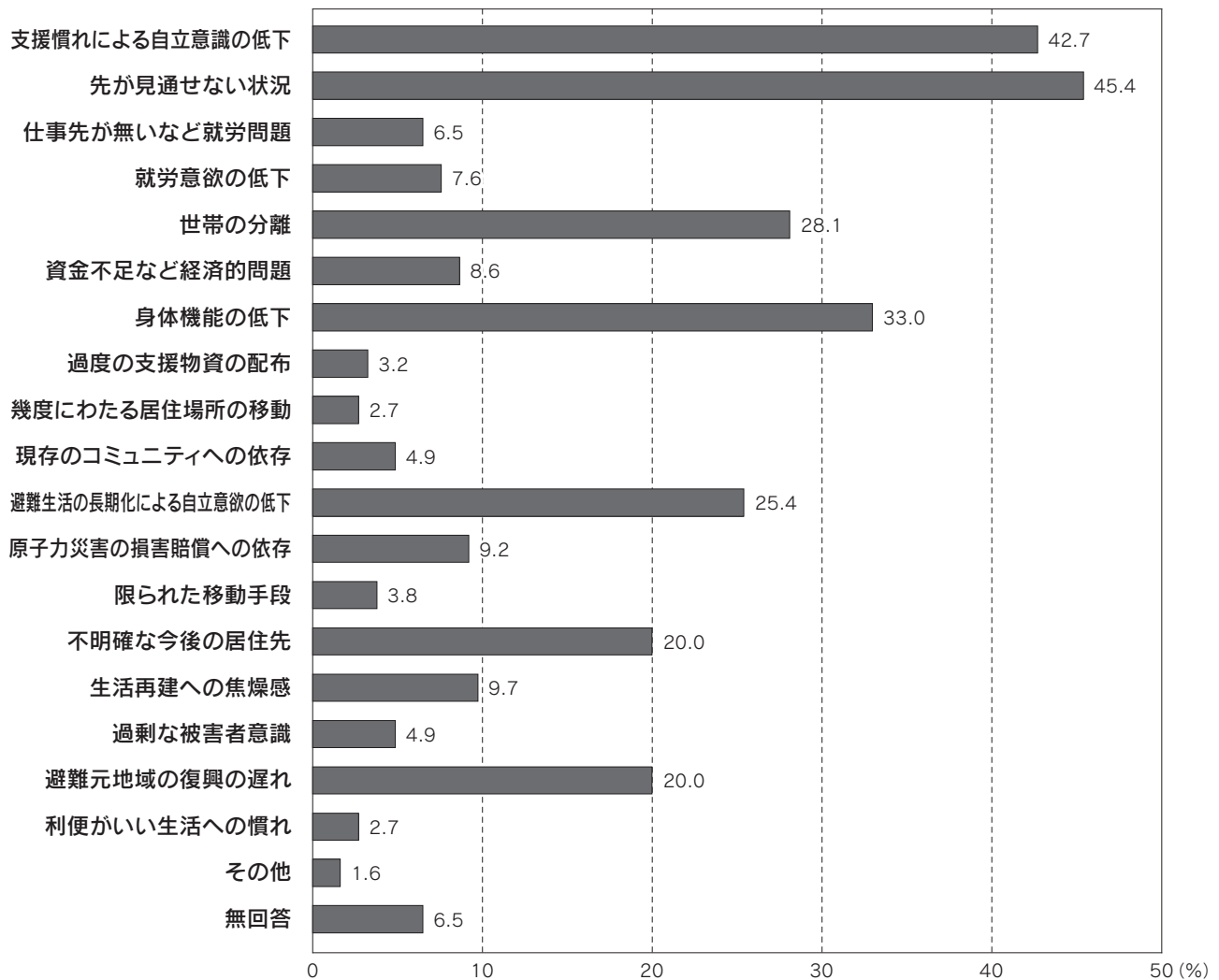
【問6】 今後の自立生活を困難にする障害(複数回答)

【仮設住宅の場合】

住民が新たな自立生活を営むうえで障害となることは、「先が見通せない状況」(45.4%)です。次いで「支援慣れによる自立意識の低下」(42.7%)があげられました(42.7%)。前回調査と同様の傾向にあります。

●平成26年

(今回 ■n=185件)



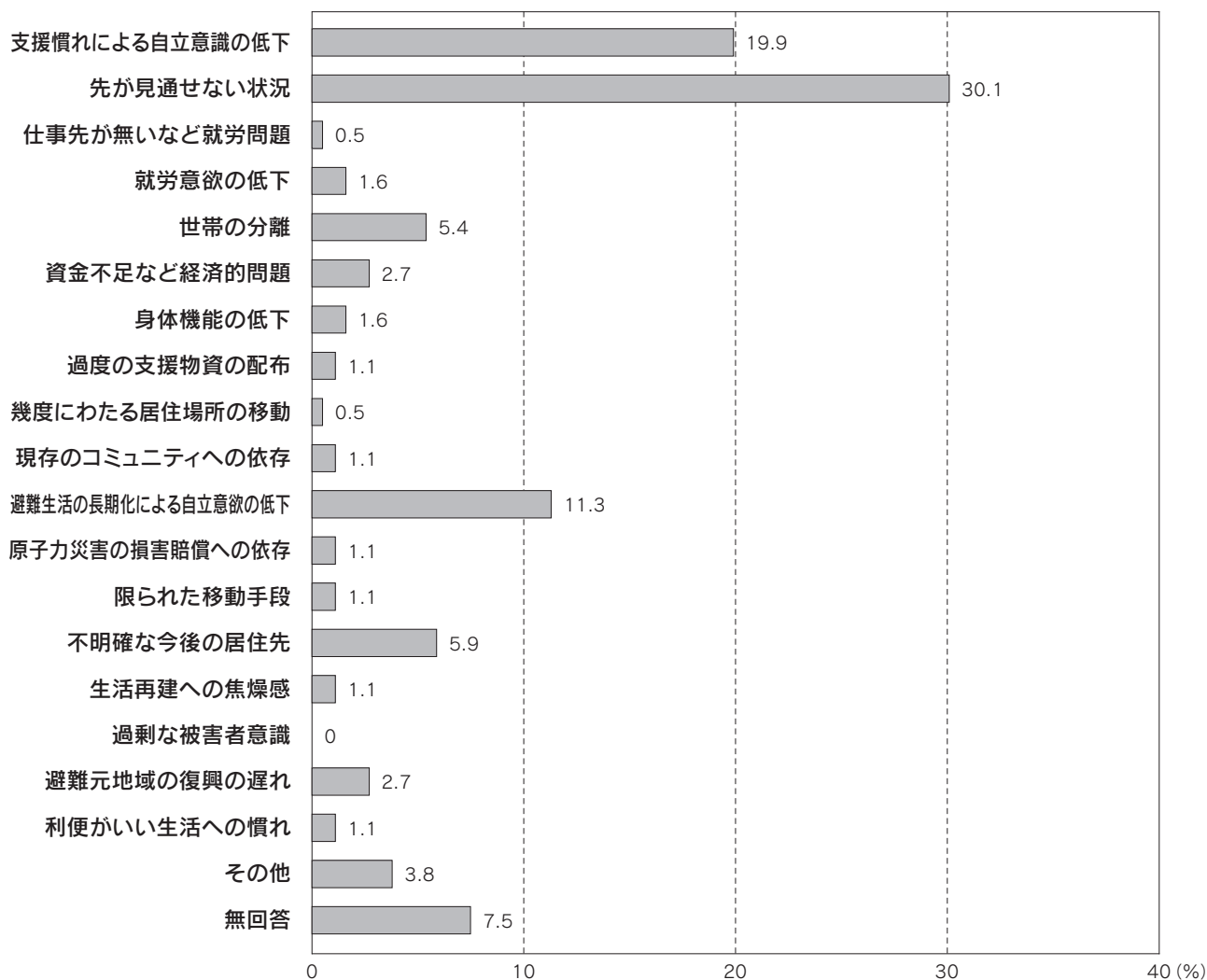
回答内容	件数	%
支援慣れによる自立意識の低下	79	42.7%
先が見通せない状況	84	45.4%
仕事先が無いなど就労問題	12	6.5%
就労意欲の低下	14	7.6%
世帯の分離	52	28.1%
資金不足など経済的問題	16	8.6%
身体機能の低下	61	33.0%
過度の支援物資の配布	6	3.2%
幾度にわたる居住場所の移動	5	2.7%
現存のコミュニティへの依存	9	4.9%

回答内容	件数	%
避難生活の長期化による自立意欲の低下	47	25.4%
原子力災害の損害賠償への依存	17	9.2%
限られた移動手段	7	3.8%
不明確な今後の居住先	37	20.0%
生活再建への焦燥感	18	9.7%
過剰な被害者意識	9	4.9%
避難元地域の復興の遅れ	37	20.0%
利便がいい生活への慣れ	5	2.7%
その他	3	1.6%
無回答	12	6.5%

〈参考〉

●平成25年(単数回答)

(前回 ■n=186件)



回答内容	件数	%
支援慣れによる自立意識の低下	37	19.9%
先が見通せない状況	56	30.1%
仕事先が無いなど就労問題	1	0.5%
就労意欲の低下	3	1.6%
世帯の分離	10	5.4%
資金不足など経済的問題	5	2.7%
身体機能の低下	3	1.6%
過度の支援物資の配布	2	1.1%
幾度にわたる居住場所の移動	1	0.5%
現存のコミュニティへの依存	2	1.1%

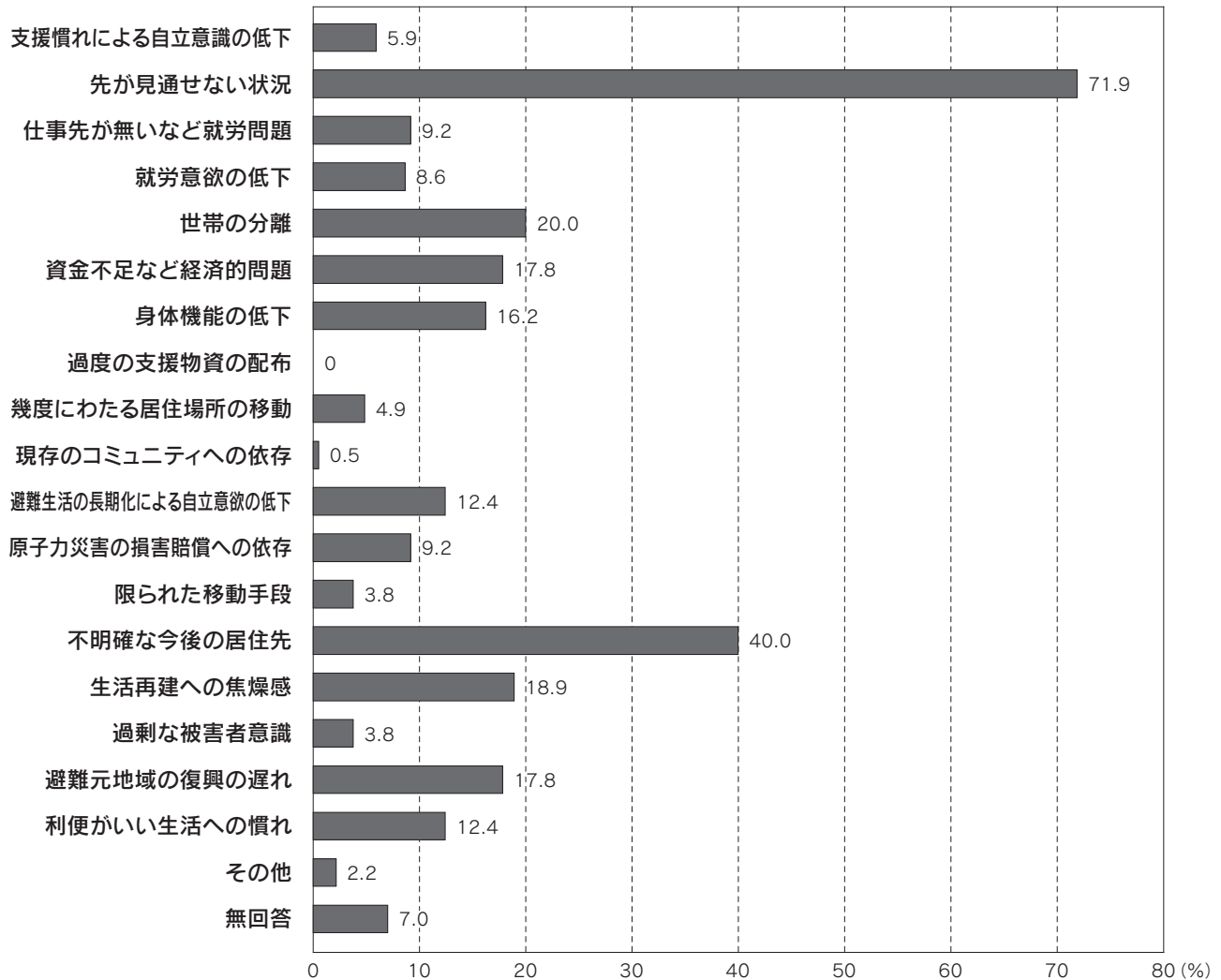
回答内容	件数	%
避難生活の長期化による自立意欲の低下	21	11.3%
原子力災害の損害賠償への依存	2	1.1%
限られた移動手段	2	1.1%
不明確な今後の居住先	11	5.9%
生活再建への焦燥感	2	1.1%
過剰な被害者意識	—	—
避難元地域の復興の遅れ	5	2.7%
利便がいい生活への慣れ	2	1.1%
その他	7	3.8%
無回答	14	7.5%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅では、「先が見通せない状況」が群を抜いて多い回答になりました(71.9%)。

●平成26年

(今回 ■ n=185件)



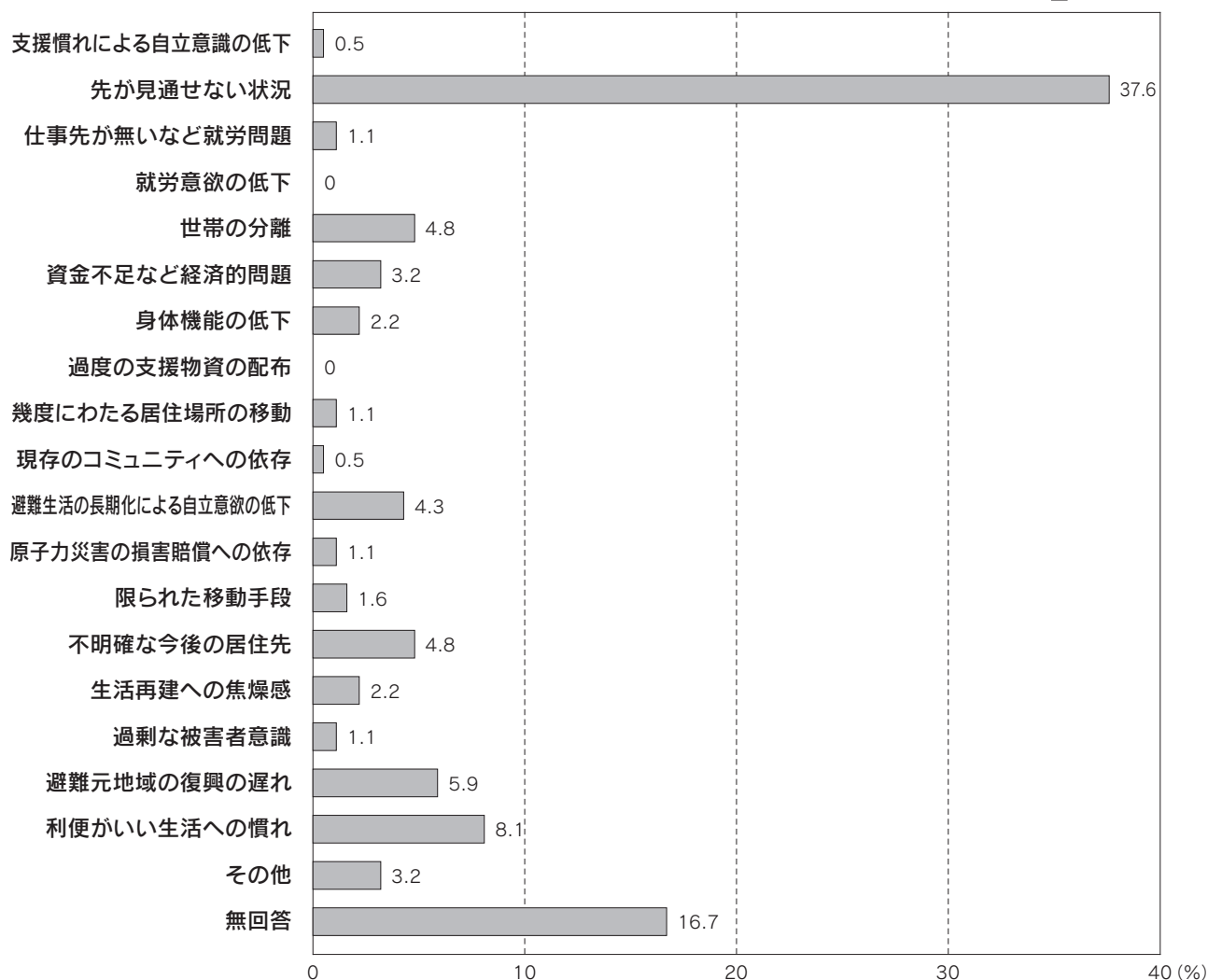
回答内容	件数	%
支援慣れによる自立意識の低下	11	5.9%
先が見通せない状況	133	71.9%
仕事先が無いなど就労問題	17	9.2%
就労意欲の低下	16	8.6%
世帯の分離	37	20.0%
資金不足など経済的問題	33	17.8%
身体機能の低下	30	16.2%
過度の支援物資の配布	—	—
幾度にわたる居住場所の移動	9	4.9%
現存のコミュニティへの依存	1	0.5%

回答内容	件数	%
避難生活の長期化による自立意欲の低下	23	12.4%
原子力災害の損害賠償への依存	17	9.2%
限られた移動手段	7	3.8%
不明確な今後の居住先	74	40.0%
生活再建への焦燥感	35	18.9%
過剰な被害者意識	7	3.8%
避難元地域の復興の遅れ	33	17.8%
利便がいい生活への慣れ	23	12.4%
その他	4	2.2%
無回答	13	7.0%

〈参考〉

●平成25年(単数回答)

(前回 ■n=186件)



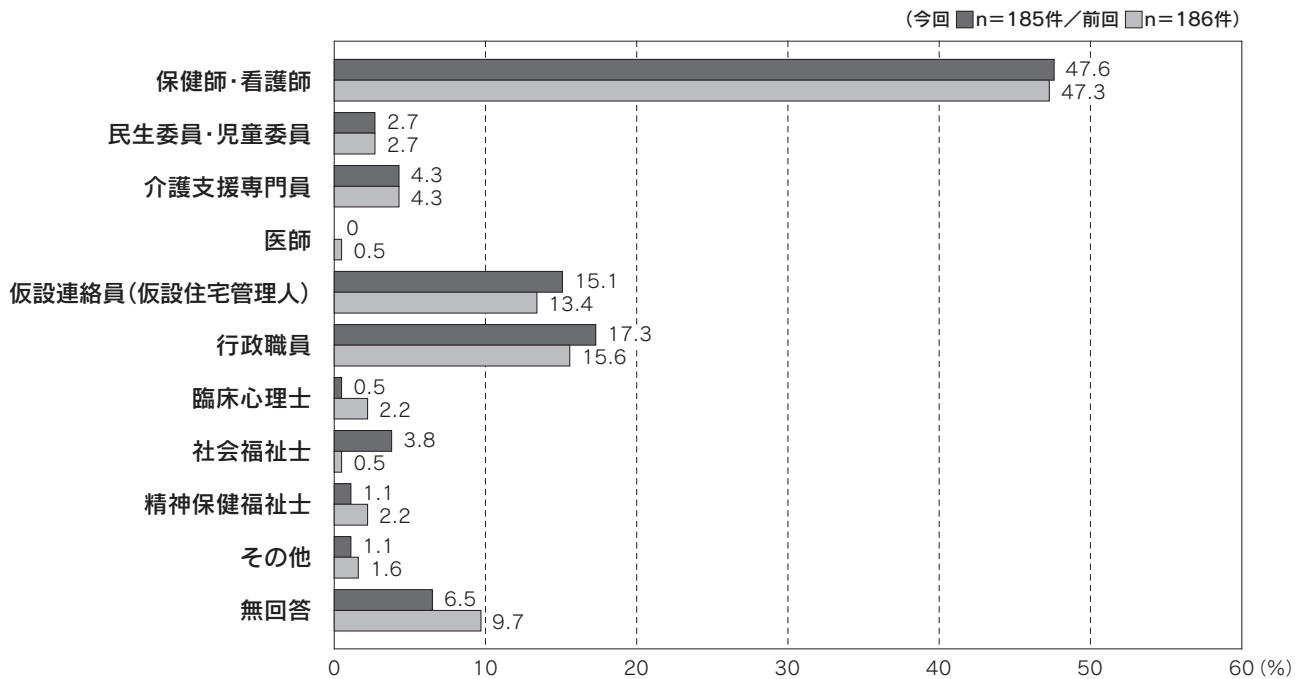
回答内容	件数	%
支援慣れによる自立意識の低下	1	0.5%
先が見通せない状況	70	37.6%
仕事先が無いなど就労問題	2	1.1%
就労意欲の低下	—	—
世帯の分離	9	4.8%
資金不足など経済的問題	6	3.2%
身体機能の低下	4	2.2%
過度の支援物資の配布	—	—
幾度にわたる居住場所の移動	2	1.1%
現存のコミュニティへの依存	1	0.5%

回答内容	件数	%
避難生活の長期化による自立意欲の低下	8	4.3%
原子力災害の損害賠償への依存	2	1.1%
限られた移動手段	3	1.6%
不明確な今後の居住先	9	4.8%
生活再建への焦燥感	4	2.2%
過剰な被害者意識	2	1.1%
避難元地域の復興の遅れ	11	5.9%
利便がいい生活への慣れ	15	8.1%
その他	6	3.2%
無回答	31	16.7%

【問7】 生活支援相談員と最も連携が必要な関係職種及び専門機関

【仮設住宅の場合(職種)】

連携が必要な職種として認識されているのが、「保健師・看護師」です（47.6%）。次いで、「行政職員」（17.3%）、「仮設連絡員（仮設住宅管理人）」（15.1%）となり、前回調査とほぼ同様の割合でした。

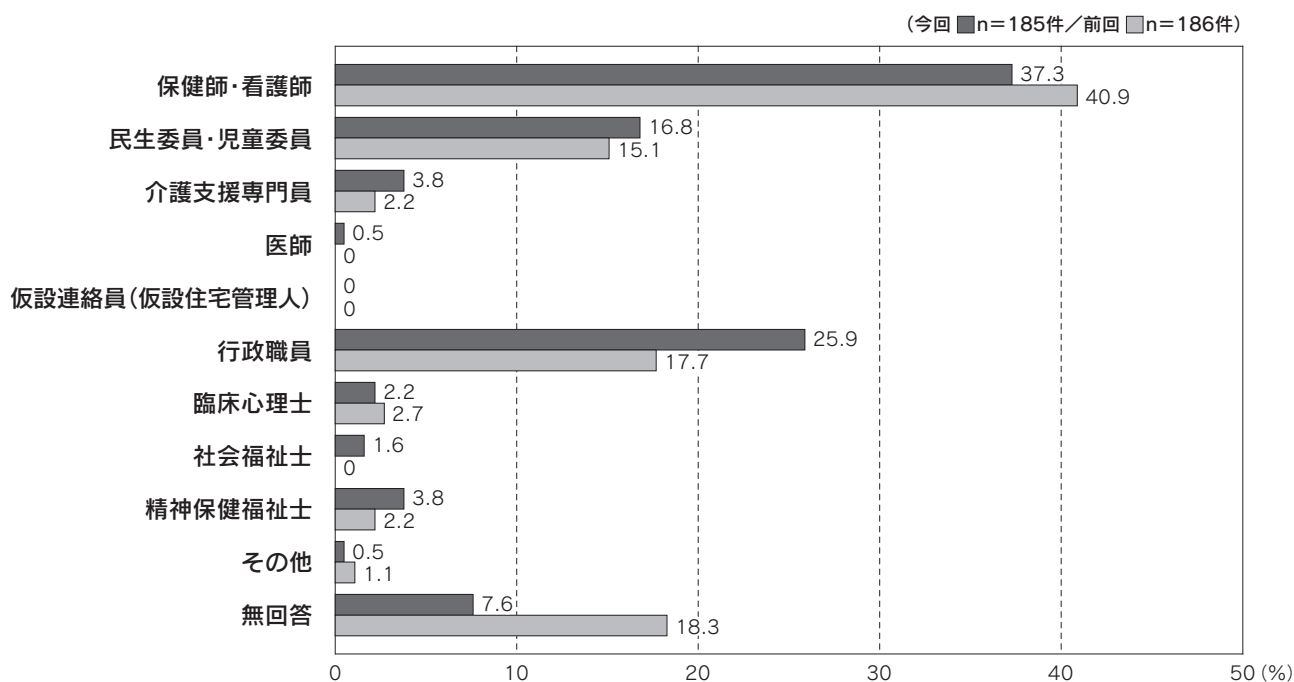


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
保健師・看護師	88	47.6%	88	47.3%
民生委員・児童委員	5	2.7%	5	2.7%
介護支援専門員	8	4.3%	8	4.3%
医師	—	—	1	0.5%
仮設連絡員(仮設住宅管理人)	28	15.1%	25	13.4%
行政職員	32	17.3%	29	15.6%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
臨床心理士	1	0.5%	4	2.2%
社会福祉士	7	3.8%	1	0.5%
精神保健福祉士	2	1.1%	4	2.2%
その他	2	1.1%	3	1.6%
無回答	12	6.5%	18	9.7%

【借り上げ住宅の場合(職種)】

借り上げ住宅の場合も同じく「保健師・看護師」との連携が必要だとする回答が最も多く(37.3%)、次いで「行政職員」(25.9%)、そして「民生委員・児童委員」(16.8%)との連携を必要としていることがわかります。

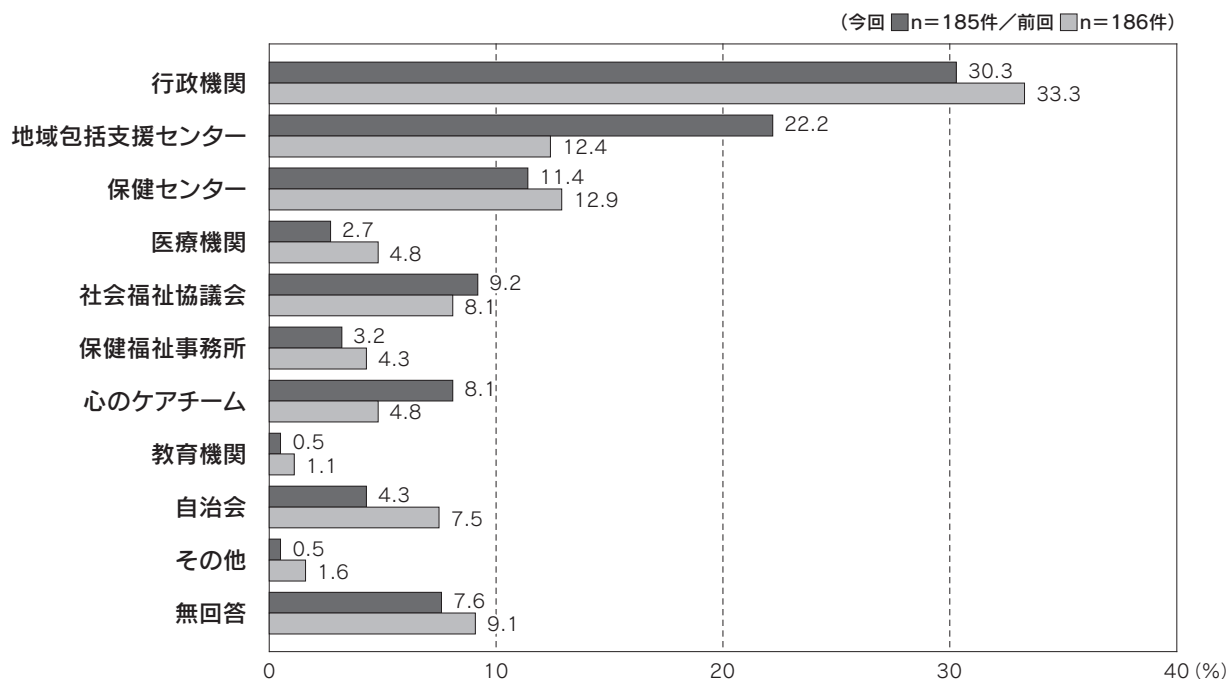


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
保健師・看護師	69	37.3%	76	40.9%
民生委員・児童委員	31	16.8%	28	15.1%
介護支援専門員	7	3.8%	4	2.2%
医師	1	0.5%	—	—
仮設連絡員(仮設住宅管理人)	—	—	—	—
行政職員	48	25.9%	33	17.7%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
臨床心理士	4	2.2%	5	2.7%
社会福祉士	3	1.6%	—	—
精神保健福祉士	7	3.8%	4	2.2%
その他	1	0.5%	2	1.1%
無回答	14	7.6%	34	18.3%

【仮設住宅の場合(専門機関)】

生活支援相談員と連携が必要な専門機関としては、「行政機関」があげられます(30.3%)。次いで「地域包括支援センター」(22.2%)で、前回調査より大きくその割合が高くなりました。

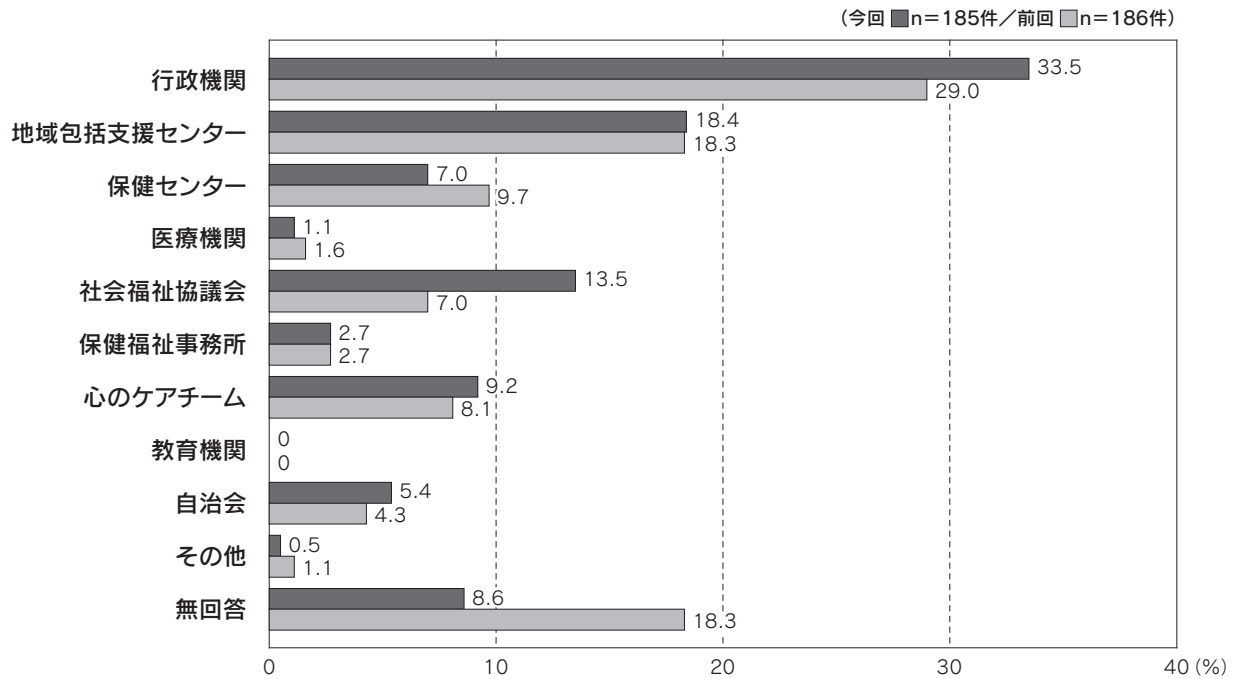


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
行政機関	56	30.3%	62	33.3%
地域包括支援センター	41	22.2%	23	12.4%
保健センター	21	11.4%	24	12.9%
医療機関	5	2.7%	9	4.8%
社会福祉協議会	17	9.2%	15	8.1%
保健福祉事務所	6	3.2%	8	4.3%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
心のケアチーム	15	8.1%	9	4.8%
教育機関	1	0.5%	2	1.1%
自治会	8	4.3%	14	7.5%
その他	1	0.5%	3	1.6%
無回答	14	7.6%	17	9.1%

【借り上げ住宅の場合(専門機関)】

借り上げ住宅でも同じく「行政機関」が連携すべき専門機関としてあげられました(33.5%)。



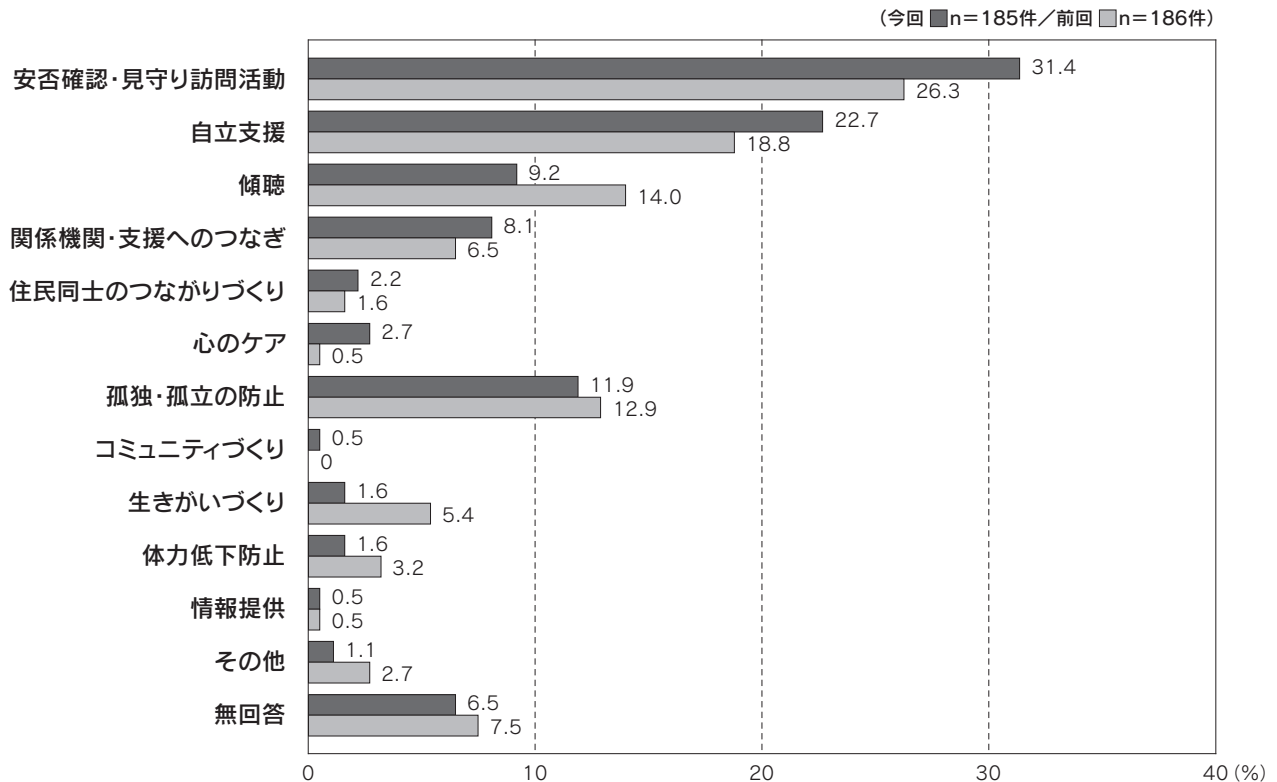
回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
行政機関	62	33.5%	54	29.0%
地域包括支援センター	34	18.4%	34	18.3%
保健センター	13	7.0%	18	9.7%
医療機関	2	1.1%	3	1.6%
社会福祉協議会	25	13.5%	13	7.0%
保健福祉事務所	5	2.7%	5	2.7%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
心のケアチーム	17	9.2%	15	8.1%
教育機関	—	—	—	—
自治会	10	5.4%	8	4.3%
その他	1	0.5%	2	1.1%
無回答	16	8.6%	34	18.3%

【問8】 今後、生活支援相談員が行うべき活動

【仮設住宅の場合】

震災から3年、避難住民のために生活支援相談員として行うべき活動として最も多かった回答は、前回調査同様「安否確認・見守り訪問活動」です(31.4%)。次いで「自立支援」(22.7%)で、いずれも前回調査より回答割合が高くなりました。

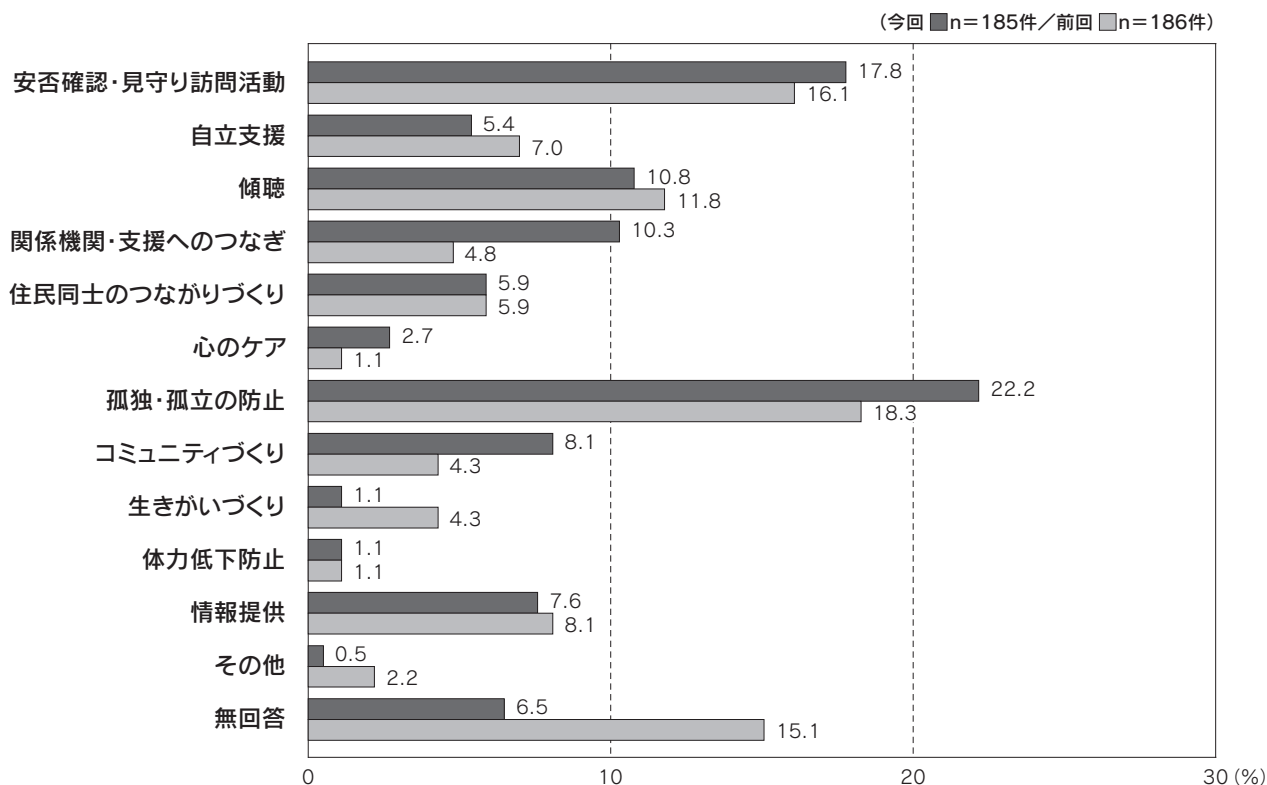


回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
安否確認・見守り訪問活動	58	31.4%	49	26.3%
自立支援	42	22.7%	35	18.8%
傾聴	17	9.2%	26	14.0%
関係機関・支援へのつなぎ	15	8.1%	12	6.5%
住民同士のつながりづくり	4	2.2%	3	1.6%
心のケア	5	2.7%	1	0.5%
孤独・孤立の防止	22	11.9%	24	12.9%

回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
コミュニティづくり	1	0.5%	—	—
生きがいづくり	3	1.6%	10	5.4%
体力低下防止	3	1.6%	6	3.2%
情報提供	1	0.5%	1	0.5%
その他	2	1.1%	5	2.7%
無回答	12	6.5%	14	7.5%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅では、「孤独・孤立の防止」が最も多い回答となりました(22.2%)。次いで「安否確認・見守り訪問活動」(17.8%)となりました。



回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
安否確認・見守り訪問活動	33	17.8%	30	16.1%
自立支援	10	5.4%	13	7.0%
傾聴	20	10.8%	22	11.8%
関係機関・支援へのつなぎ	19	10.3%	9	4.8%
住民同士のつながりづくり	11	5.9%	11	5.9%
心のケア	5	2.7%	2	1.1%
孤独・孤立の防止	41	22.2%	34	18.3%

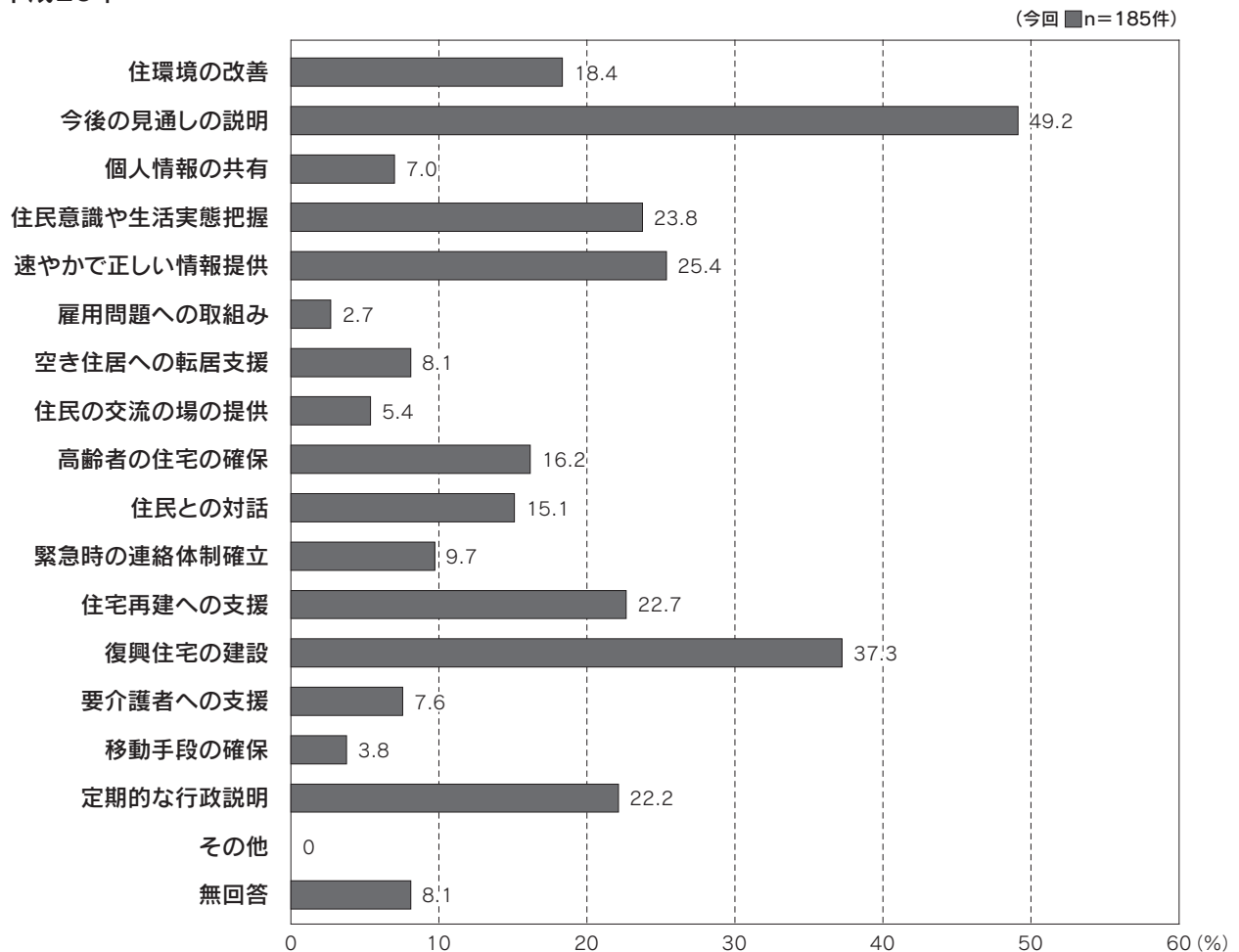
回答内容	今回		前回	
	件数	%	件数	%
コミュニティづくり	15	8.1%	8	4.3%
生きがいづくり	2	1.1%	8	4.3%
体力低下防止	2	1.1%	2	1.1%
情報提供	14	7.6%	15	8.1%
その他	1	0.5%	4	2.2%
無回答	12	6.5%	28	15.1%

【問9】 避難住民の生活支援に関して、行政機関等に提案すべき事項(複数回答)

【仮設住宅の場合】

生活支援相談員の立場から、行政機関等に提案すべきこととして、「今後の見通しの説明」(49.2%)が群を抜いて回答割合が高くなりました。次いで「復興住宅の建設」(37.3%)で、割合が高くなりました。

●平成26年



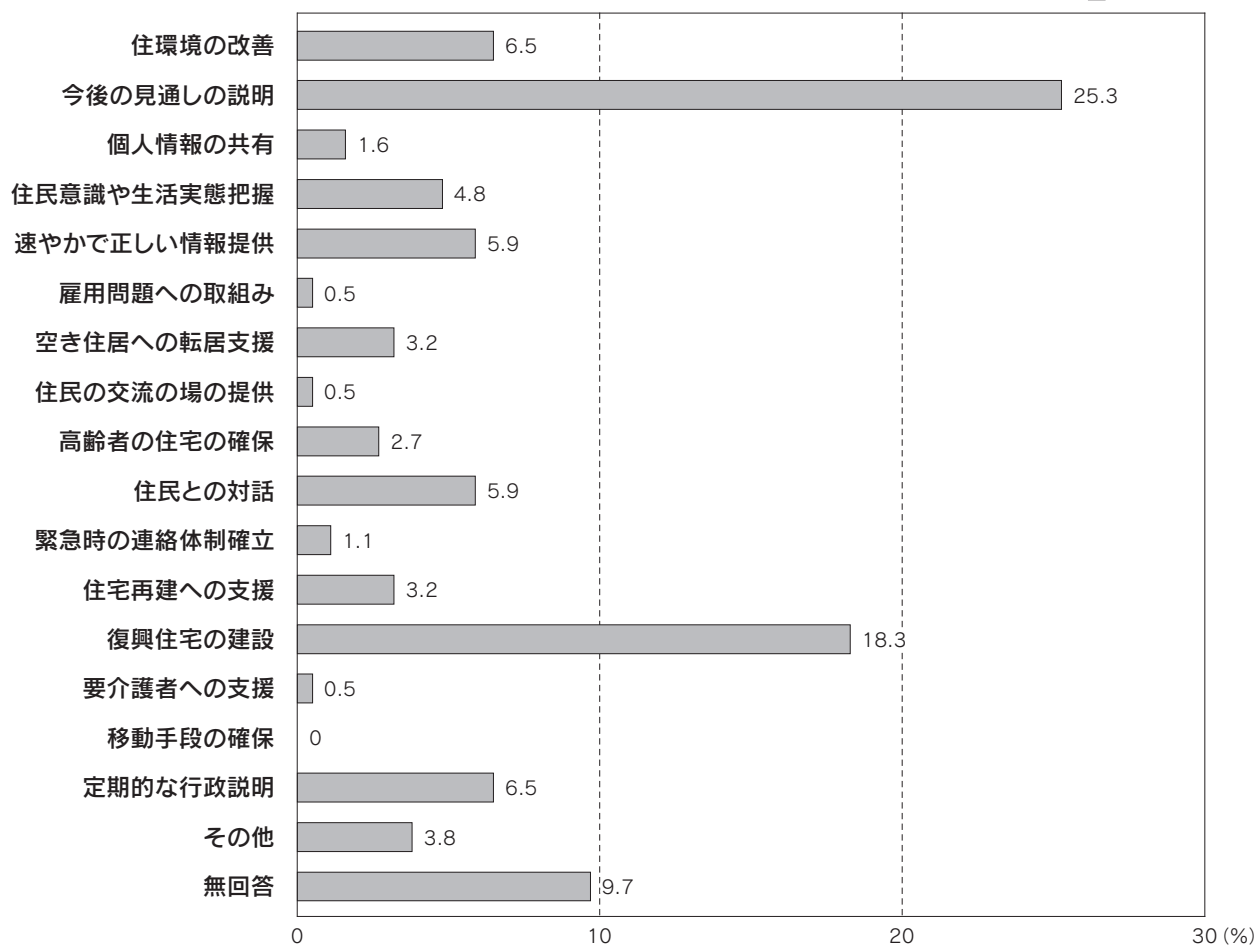
回答内容	件数	%
住環境の改善	34	18.4%
今後の見通しの説明	91	49.2%
個人情報の共有	13	7.0%
住民意識や生活実態把握	44	23.8%
速やかで正しい情報提供	47	25.4%
雇用問題への取組み	5	2.7%
空き住居への転居支援	15	8.1%
住民の交流の場の提供	10	5.4%
高齢者の住宅の確保	30	16.2%

回答内容	件数	%
住民との対話	28	15.1%
緊急時の連絡体制確立	18	9.7%
住宅再建への支援	42	22.7%
復興住宅の建設	69	37.3%
要介護者への支援	14	7.6%
移動手段の確保	7	3.8%
定期的な行政説明	41	22.2%
その他	—	—
無回答	15	8.1%

〈参考〉

●平成25年(単数回答)

(前回 ■n=186件)



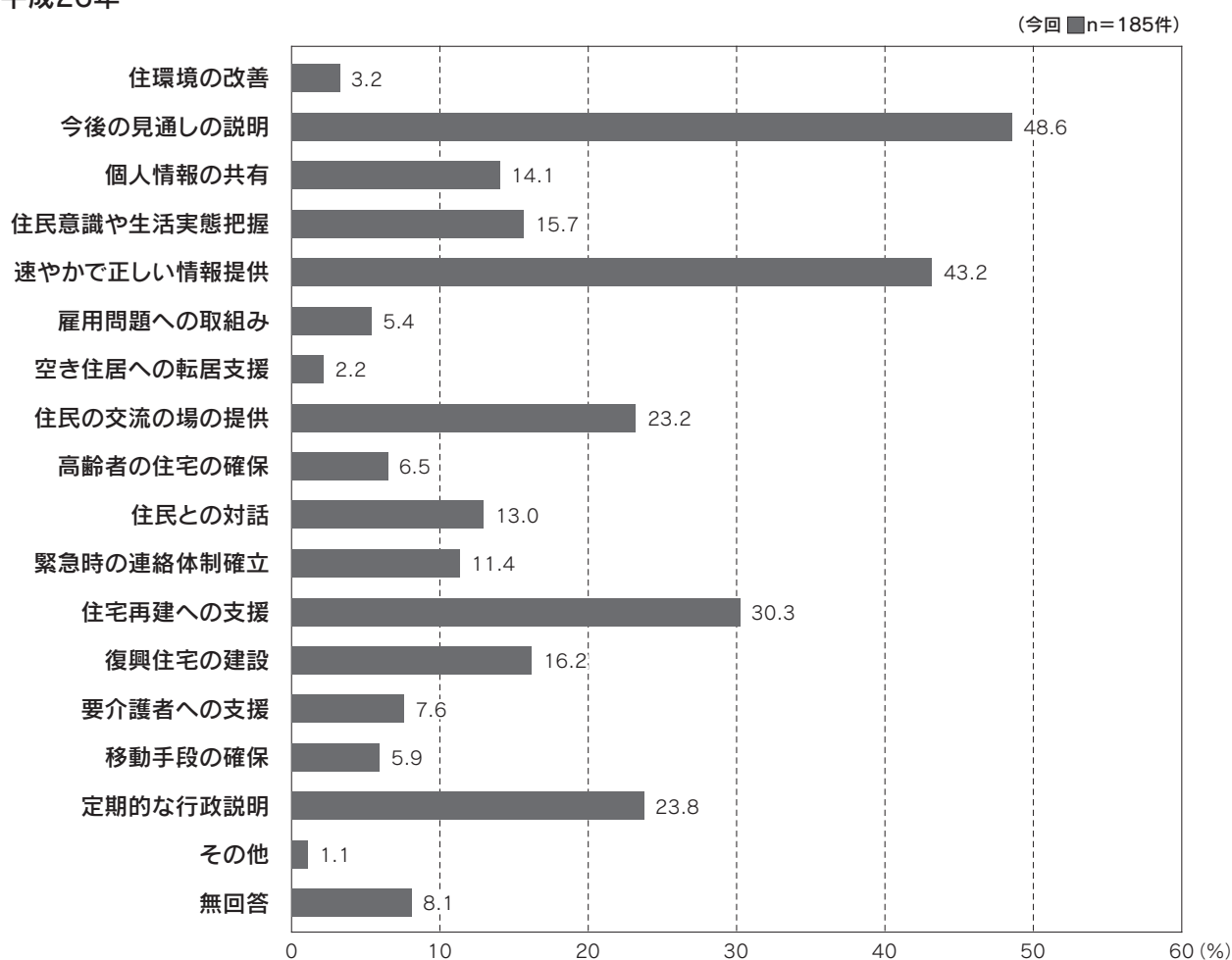
回答内容	件数	%
住環境の改善	12	6.5%
今後の見通しの説明	47	25.3%
個人情報の共有	3	1.6%
住民意識や生活実態把握	9	4.8%
速やかで正しい情報提供	11	5.9%
雇用問題への取組み	1	0.5%
空き住居への転居支援	6	3.2%
住民の交流の場の提供	1	0.5%
高齢者の住宅の確保	5	2.7%

回答内容	件数	%
住民との対話	11	5.9%
緊急時の連絡体制確立	2	1.1%
住宅再建への支援	6	3.2%
復興住宅の建設	34	18.3%
要介護者への支援	1	0.5%
移動手段の確保	—	—
定期的な行政説明	12	6.5%
その他	7	3.8%
無回答	18	9.7%

【借り上げ住宅の場合】

借り上げ住宅の場合では、仮設住宅と同じく「今後の見通しの説明」(48.6%)を求めていることがわかります。

●平成26年



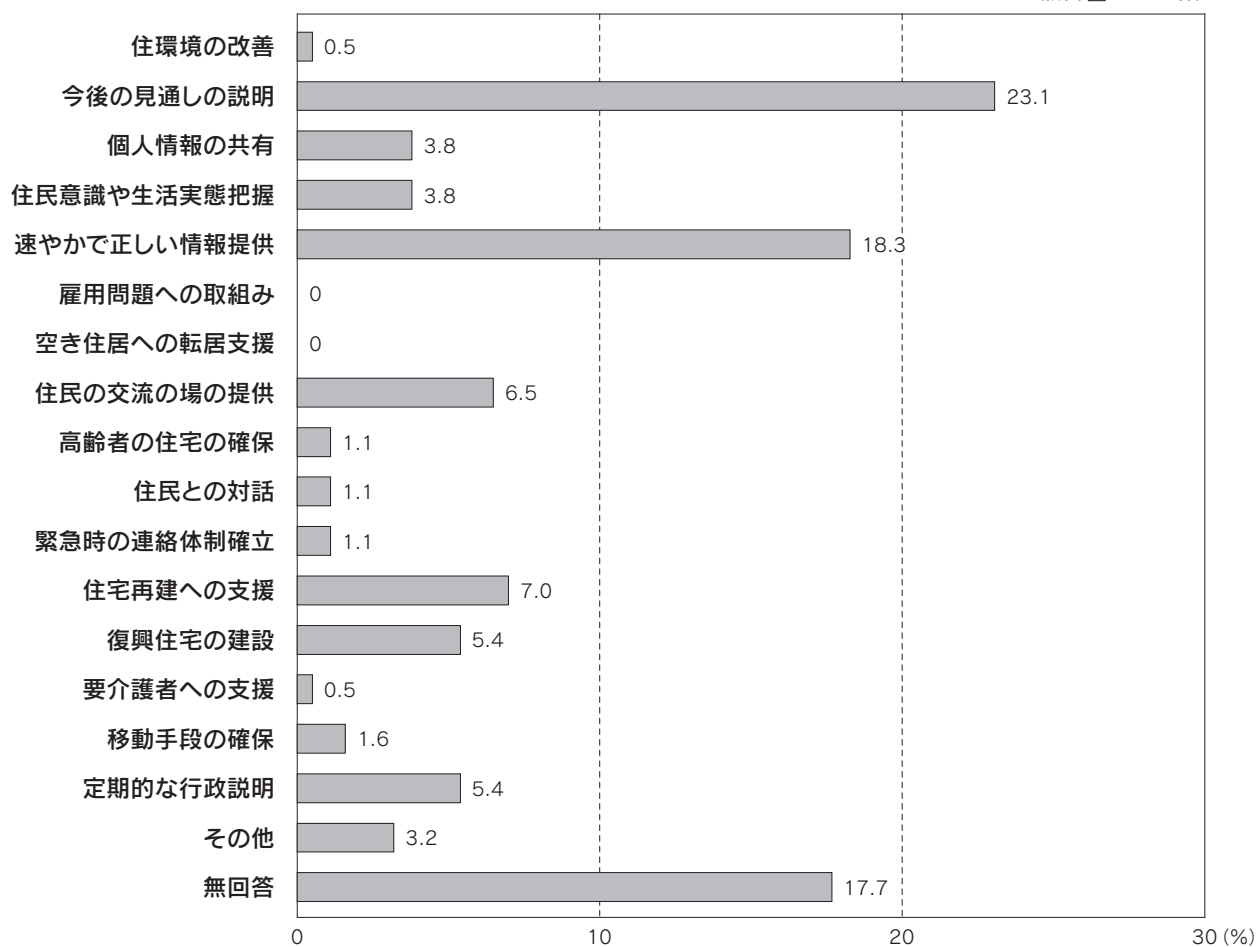
回答内容	件数	%
住環境の改善	6	3.2%
今後の見通しの説明	90	48.6%
個人情報の共有	26	14.1%
住民意識や生活実態把握	29	15.7%
速やかで正しい情報提供	80	43.2%
雇用問題への取組み	10	5.4%
空き住居への転居支援	4	2.2%
住民の交流の場の提供	43	23.2%
高齢者の住宅の確保	12	6.5%

回答内容	件数	%
住民との対話	24	13.0%
緊急時の連絡体制確立	21	11.4%
住宅再建への支援	56	30.3%
復興住宅の建設	30	16.2%
要介護者への支援	14	7.6%
移動手段の確保	11	5.9%
定期的な行政説明	44	23.8%
その他	2	1.1%
無回答	15	8.1%

〈参考〉

●平成25年(単数回答)

(前回 ■n=186件)



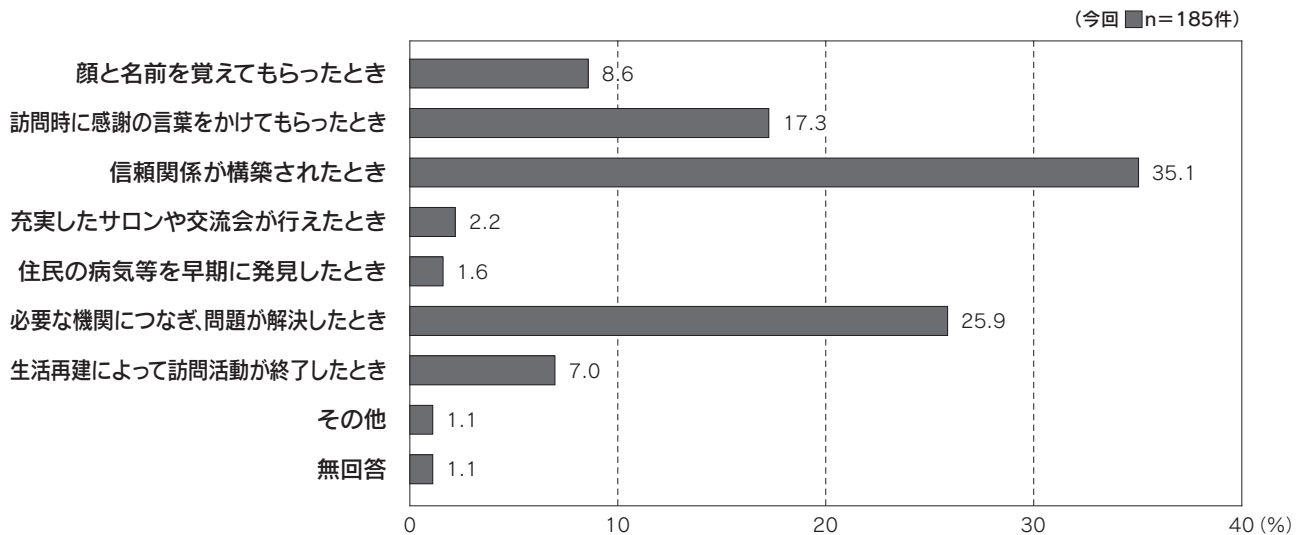
回答内容	件数	%
住環境の改善	1	0.5%
今後の見通しの説明	43	23.1%
個人情報の共有	7	3.8%
住民意識や生活実態把握	7	3.8%
速やかで正しい情報提供	34	18.3%
雇用問題への取組み	—	—
空き住居への転居支援	—	—
住民の交流の場の提供	12	6.5%
高齢者の住宅の確保	2	1.1%

回答内容	件数	%
住民との対話	2	1.1%
緊急時の連絡体制確立	2	1.1%
住宅再建への支援	13	7.0%
復興住宅の建設	10	5.4%
要介護者への支援	1	0.5%
移動手段の確保	3	1.6%
定期的な行政説明	10	5.4%
その他	6	3.2%
無回答	33	17.7%

2. 生活支援相談員自身の状況

【問1】 職務上の喜び

職務上の喜びは、「信頼関係が構築されたとき」が最も多く(35.1%)で、次いで「必要な機関につなぎ、問題が解決したとき」(25.9%)、「訪問時に感謝の言葉をかけてもらったとき」(17.3%)と続きます。

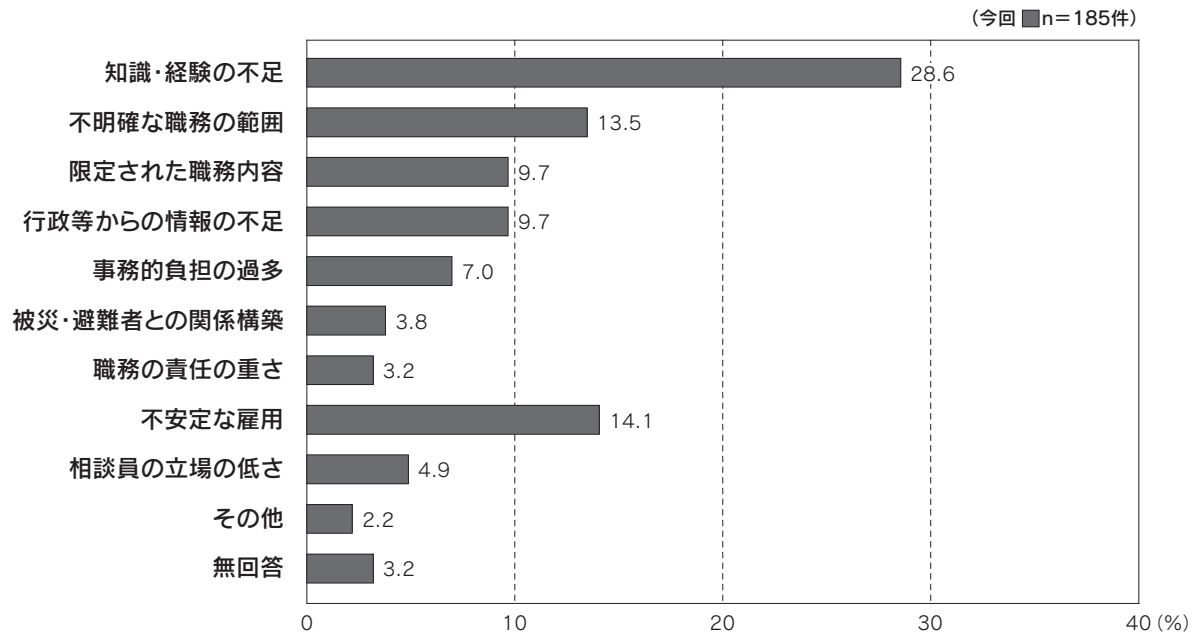


回答内容	件数	%
顔と名前を覚えてもらったとき	16	8.6%
訪問時に感謝の言葉をかけてもらったとき	32	17.3%
信頼関係が構築されたとき	65	35.1%
充実したサロンや交流会が行えたとき	4	2.2%
住民の病気等を早期に発見したとき	3	1.6%

回答内容	件数	%
必要な機関につなぎ、問題が解決したとき	48	25.9%
生活再建によって訪問活動が終了したとき	13	7.0%
その他	2	1.1%
無回答	2	1.1%

【問2】 職務上の悩み

一方で職務上の悩みは、「知識・経験の不足」が最も多く(28.6%)、次いで「不安定な雇用」(14.1%)、「不明確な職務の範囲」(13.5%)でした。

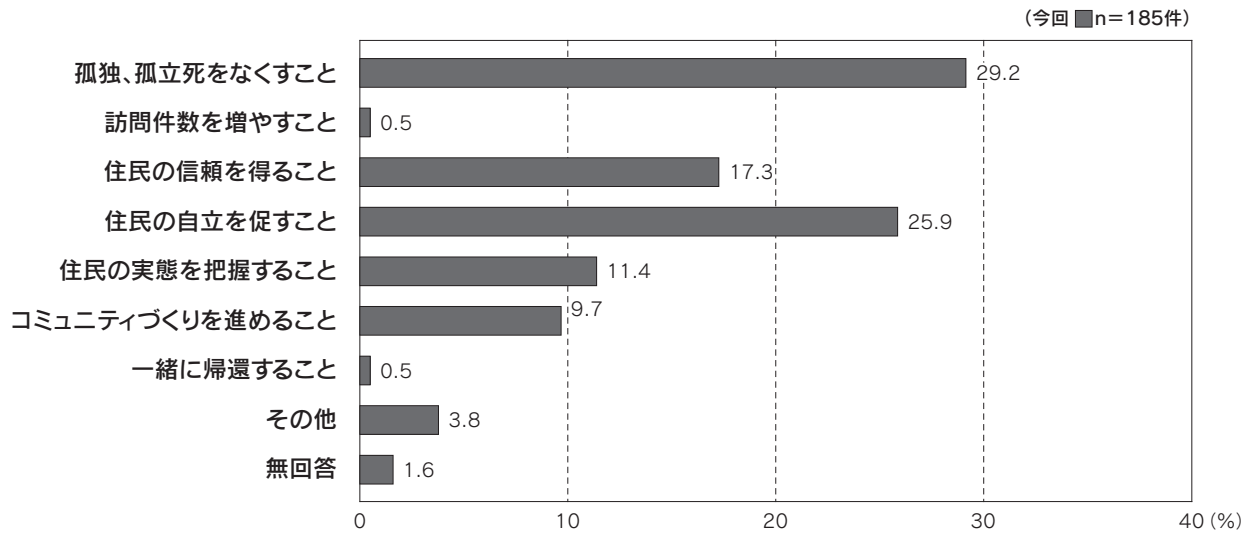


回答内容	件数	%
知識・経験の不足	53	28.6%
不明確な職務の範囲	25	13.5%
限定された職務内容	18	9.7%
行政等からの情報の不足	18	9.7%
事務的負担の過多	13	7.0%
被災・避難者との関係構築	7	3.8%

回答内容	件数	%
職務の責任の重さ	6	3.2%
不安定な雇用	26	14.1%
相談員の立場の低さ	9	4.9%
その他	4	2.2%
無回答	6	3.2%

【問3】 今後の職務上の目標

職務上の目標として、「孤独、孤立死をなくすこと」(29.2%)、「住民の自立を促すこと」(25.9%)が多い回答でした。



回答内容	件数	%
孤独、孤立死をなくすこと	54	29.2%
訪問件数を増やすこと	1	0.5%
住民の信頼を得ること	32	17.3%
住民の自立を促すこと	48	25.9%
住民の実態を把握すること	21	11.4%

回答内容	件数	%
コミュニティづくりを進めること	18	9.7%
一緒に帰還すること	1	0.5%
その他	7	3.8%
無回答	3	1.6%

本調査のまとめ

A項目について

生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数は、調査時点で仮設住宅が5,612世帯、借り上げ住宅は4,799世帯です。第一回調査(震災から1年後)からは、仮設住宅では2,000世帯、借り上げ住宅では4,000世帯の訪問世帯増となりました。この間、生活支援相談員活動として、仮設住宅への訪問とあわせて、借り上げ住宅への訪問を重視してきています。

また、仮設住宅では一人世帯への訪問が全体の35.9%（前回は36.1%）で、訪問件数は増えていますが、その割合はほぼ同じです。借り上げ住宅では、一人世帯への訪問が全体の29.3%（前回は15.3%で14ポイント増）で、その割合が増えており、独居世帯への訪問に力を注いでいます。

【問1、2より】

避難生活が長期化することにより、様々な問題が表面化してきており、深刻な事例が散見されます。家族間や近隣住民との間では飲酒によるトラブルがあちこちで見られ、また、孤立を深め、室内にいるが会うことができずアプローチできない住民もいます。対応困難な事例については、専門的職種や機関との密接な連携による対応が必要とされます。

【問3より】

仮設住宅内のコミュニティにも変化が出てきています。まず、生活の目途が立って仮設を出る世帯が多くなってきています。一方で、残った世帯は孤独を感じ、不安や焦燥感がコミュニティ内に広がり出しています。また、生活再建能力がある方はその仮設のまとめ役を務めていることが多く、その方が仮設から出られたあとのコミュニティ維持が難しくなっています。入居者の減少もコミュニティ維持を難しくしています。

【問4より】

世帯分離による影響は深刻です。高齢者の世帯が増加し、家族介護の機能が低下しています。よって、老老介護をせざるを得なくなっていますが、共倒れが懸念されます。家族のつながり自体が薄れてきていることは前回調査でも見受けられましたが、さらに一旦分離した世帯は、長期の避難生活の結果、再び家族生活を元に戻すことが難しくなっています。「絆」が完全に切れてしまったり、世帯の再構築に抵抗感が出てきてしまっています。その影響を直接受けているのが子どもや高齢者だということは容易に理解できます。

【問5より】

避難先に移住する場合、移住先の住民との関係に不安を持っています。避難者だと知られると嫌がらせを受けるのではないかと、賠償金をもらっているのは周知の事実だから、地域住民からやっかみや心無い言葉を向けられるのではないかと、そんな不安が拭えていません。

一方、避難元の住民間でも選択が分かれることによって、軋轢が生まれています。家族の間でも移住先の決定などで意見が異なることもあります。その他、高齢者の場合は環境の変化に体がついていかないことや、経済的負担が増えることなど、避難先への移住には多くの課題があります。

【問6より】

B項目について

避難住民に関して

震災から3年が経過するなかで、避難住民が日々の生活において感じている最も大きな不安は、先が見通せないことです。前回調査時と同様、仮設、借り上げを問わず、先の見通しへの不安はまだ大きいようです。また、借り上げの場合、孤独感があり、また孤立することや情報が不足していることを不安に思う住民が多く、これも前回調査時と同様の結果です。

生活上の課題については、仮設では、健康維持や病気療養が最も多くあげられ、前回調査時よりもその割合は10ポイント近く増加しています。長期化する仮設住宅での避難生活においては、健康への影響が懸念されます。また、住宅の再建は、仮設、借り上げ共通の課題であり、生活を安定させるためには次の住まい確保が必要です。借り上げの場合、情報の不足は前回調査では最も高い割合でしたが、今回も同様に高い割合を占めており、借り上げにおける特徴的な課題です。

仮設に避難している方は、これまでと同じく趣味・運動やサロン・イベントを、借り上げに避難している方は、家族の存在や元の住民同士の交流を生きがいに生活しています。また、感謝していることは、仮設の場合は、近隣住民同士の支えや生活支援相談員の訪問などです。借り上げの場合は、家族の存在や生活支援相談員の訪問などです。いずれの場合も、生活支援相談員の訪問の割合が前回調査より10ポイント以上高くなり、生活支援相談員の活動が住民に受け入れられてきていることがうかがえます。

今後、仮設の住民が新たな自立生活をするためには、支援慣れによる自立意識の低下がその障害となると懸念されます。また、借り上げの住民にとっては、先が見通せない状況が大きな障壁となっています。

生活支援相談員が避難住民を支援していくために、保健師や看護師との連携が必要であり、行政機関とも緊密な連携を図っていかなければなりません。

そして、震災から3年が経ち、生活支援相談員が行うべき活動としては、仮設の場合、安否確認・見守り訪問活動が大切であり、避難が長期化するほどに訪問活動の大切さが認識されています。借り上げの場合では、孤独・孤立を防止することが大切であると認識されています。

さらに、行政機関等に対しては、仮設、借り上げ共通してきちんとした今後の見通しの説明を望んでいます。

生活支援相談員自身の状況

生活支援相談員の多くは、住民との信頼関係が構築されたとき、必要な機関につなぎ、問題が解決したときなどに、職務上の喜びを持ち、一方で、知識・経験の不足に悩みを持っています。

また、孤独や孤立死をなくすこと、そして住民の自立を促すことを目標としながら、日々の活動を行っています。

考 察

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」から見えるもの

龍谷大学社会学部教授

NPO法人 日本ボランティアコーディネーター協会代表理事

筒井 のり子

1. 本調査の特徴と意義

本調査は、福島県における仮設住宅等(民間借り上げ住宅含む)で暮らす避難住民の生活不安や課題を明らかにし、支援の方向性を見出すための資料とすることを目的に、福島県社会福祉協議会(以下、県社協)によって平成23年度より毎年実施されているものである。第1回は平成24年2月に実施された。仮設住宅への入居が本格化したのは平成23年の夏頃だったので、約半年後という早い段階でこうした調査が行われた意義は大きい。さらにその1年後の平成25年2月に第2回、そして平成26年1月に第3回が実施された。単発ではなく継続して実施されているという点も、仮設住宅等避難住民に関する調査としては貴重なものと思われる。

本調査の方法は、仮設住宅等の避難住民を支援する目的で市町村社協に配置された「生活支援相談員」へのアンケート調査という形がとられている。その大きな理由としては、慣れない土地や住宅での生活を余儀なくされた避難住民へ、調査協力というさらなる心理的・物理的な負荷をかけることを避けたかったということがあげられるだろう。また、福島県の場合、原発事故による避難というこれまでの災害にはなかった側面があるため、早い段階で実情に即した調査項目や選択肢を作ることが難しかったといえる。

そこで、調査対象としたのが生活支援相談員である。したがって、得られた回答は、あくまでも生活支援相談員の主観によるものであり、避難住民の生の声ではない。この点は本調査の大きな限界であるとともに、特徴とも言えるものである。

生活支援相談員は、基本的に県内すべての仮設住宅を1軒ずつ訪問して入居者の安否確認を行い、必要に応じて困りごとの相談にのり、関係機関・サービスにつなぐなど、もっとも身近な支援者として日常的に避難者の状況を把握している。それに加えて、集会所でのサロン活動やイベントなどの支援も行っており、より多角的に住民の状況を把握している存在である。したがって、避難住民に直接アンケートをとるのが困難な状況においては、この生活支援相談員を通して状況を把握するという方法は、次善の策としてかなり有効だったと言えるだろう。また、すべての生活支援相談員を対象としたことから、実態把握において地域や年代の偏りが生じることなく、さらに「支援者の立場から」の回答であるため、避難住民本人が認識していないニーズや気づかない変化を浮かび上がらせることができるという利点があった。

以上のように、本調査の特徴としては、①福島県内のすべての仮設住宅等避難住民の状況を把握しようとしていること、②3年間継続して、ほぼ同時期に実施していること、③支援者(生活支援相談員)から見た状況把握であること、の3点をあげることができる。

2. 生活支援相談員の活動実態

調査結果の考察を行う前に、まず、調査対象となった生活支援相談員の動向について確認しておこう。表1は、生活支援相談員の配置状況についてまとめたものである(平成23年度と平成24年度は3月末での数字であるが、平成25年度については年度始めの4月現在の数字である)。

〈表1〉生活支援相談員の配置状況

	配置市町村社協	実配置人数	継続	退職	新規(配置換え含む)
平成23年度	30市町村	171人	—	—	171人
平成24年度	29市町村	196人	137人	34人	59人
平成25年度(4月現在)	29市町村	200人	162人	29人	38人

(福島県社会福祉協議会のデータをもとに作成)

県内59市町村中29市町村に約200人の生活支援相談員が配置されている。3回の調査結果を比較するにあたっては、回答者である相談員がどの程度継続して勤務しているかが気になるところである。東日本大震災における生活支援相談員(福島県内の市町村社協に配置)は単年度契約のため、どうしても年度末で退職する人が出てくるが、その割合は1年目34人(19.9%)、2年目は29人(14.8%)となっている。逆に言えば、8割以上の人が継続していることから、3回の調査結果を比較することに一定の信頼性があることがわかる。

次に、生活支援相談員の仮設住宅等への訪問状況について見ておこう。まず表2は、福島県内における仮設住宅(いわゆるプレハブ型)と民間借り上げ住宅、公営住宅の割合を示したものである。圧倒的に民間借り上げ住宅の数が多いことがわかる。これは、過去の大規模災害(阪神・淡路大震災や新潟中越・中越沖地震など)には見られない特徴である。

〈表2〉福島県における仮設住宅等の入居状況(福島県災害対策本部 平成24年12月13日)

	入居戸数	入居人数
仮設住宅	14,485	32,570
民間借り上げ住宅 合計	24,880	59,969
(一般)	(1,288)	(3,250)
(特例※)	(23,592)	(56,719)
公営住宅	376	1,281

※自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借り上げ住宅とする特例措置

表3は、生活支援相談員の年間の総訪問件数の推移を見たものである。12カ月分の数字が出ている平成24年度では、56万489件の訪問を行っている。単純に計算すると、相談員一人当たり、月に238件、毎日約8件(365日訪問の場合)の訪問を行っていることがわかる。平成25年度も2月末時点ですでに前年度とほぼ同数になっており、最終的には前年度を上回ることが見込まれる。

訪問する住宅の種類としては、大半が仮設住宅であり、入居者が多い民間借り上げ住宅への訪問件数は少ない。当初は個人情報保護法の影響で入居者情報をもらえない自治体があるなどの困難があったためである。しかし、平成25年になると、借り上げ住宅への訪問割合が増えていることがわかる。3月末時点では、県内の借り上げ住宅はほぼすべて訪問を終えているという。(統計フォーム上、平成23年度は住宅タイプ別の数字は出されていないが、ほとんどが仮設住宅の訪問だった。)

〈表3〉生活支援相談員の訪問件数

	仮設住宅	民間借り上げ住宅	その他	計
平成23年度	—	—	—	269,840
平成24年度	434,342	95,310	30,837	560,489
平成25年度(2月まで)	433,980	103,188	34,888	572,056

(福島県社会福祉協議会のデータをもとに作成)

以上は、全仮設住宅等の訪問件数であるが、そのうち、「見守り」訪問（気がかりなことがあり、見守りが必要であると認識した上で、週1回、月数回の訪問を行っている場合）に限って、平成25年と平成26年を比較しているのが、本報告書8～9ページにあげられている。それによると、借り上げ住宅への見守り訪問世帯数が、1,500世帯から4,799世帯へと大幅に増加しており、さらに平成24年の第1回調査と比べると6倍になっている。

こうしたことから、本調査において、仮設住宅と民間借り上げ住宅の避難住民の実態についての比較を行うことに、一定の妥当性があると言えるだろう。

3. 生活支援相談員から見る避難住民の実態とその変化

第3回目の調査のまとめは、本報告書50～51ページに記されているので、ここでは、震災より3年を経過したことを一つの区切りとして、過去3回の調査結果全体から見えてくることについて考察を加えたい。

①仮設住宅と民間借り上げ住宅での違い

本調査において、明確になったことの一つは、同じ避難住民であっても住居の種類によってニーズが大きく異なるということである。生活支援相談員が訪問する中で個々に感じていたことを、こうしてまとめてみることで全体的な傾向が見えてくる。

まず、避難住民が感じている「不安」についてであるが、仮設住宅の場合は、1～3回目まで一貫して「先が見通せないこと」が抜きん出ているのに対し、借り上げ住宅の場合は、1回目は「孤独感・孤立感」と「先が見通せないこと」がほぼ同数であった。生活支援相談員が借り上げ住宅を本格的に訪問し始めたのは平成23年の冬頃からだったため、とくに「孤独・孤立」を訴えられたり、相談員自身がそれを強く感じとったものと思われる（但し、広野町と楡葉町は借り上げ住宅の訪問のみ）。

第2回と第3回は、「先の見通し」が多くなるものの、「孤独・孤立」「情報不足」の割合も高い。今後、災害時に民間借り上げ住宅への入居が必要となる場合、早期に相談員が訪問できるように個人情報の取り扱い等を自治体レベルで検討しておくことが必要だろう。

「生活上の課題」を見ても、「住宅の再建」は共通するが、仮設住宅の場合は、「運動不足・体力低下」「健康維持や病気療養」の割合が高く、借り上げ住宅の場合は、「情報の不足」「近隣住民との人間関係」の割合が高くなっている。

さらに「必要な支援」についても、仮設住宅の場合は「自立生活の促進」が最も多いのに対し、借り上げ住宅の場合は「孤立防止」と「コミュニティづくり」の割合が高い。また「生きがい」については、仮設住宅の場合は1～3回ともに、「趣味・運動」「サロン・イベント」の割合が高いのに対し、借り上げ住宅では「家族の存在」「元の住民同士の交流」の割合が高くなっている。

このように、仮設住宅と借り上げ住宅の住民とでは、“支援”のポイントが異なることを認識し、先を見た支援計画を立てられるようにすることが求められるだろう。

②世帯分離による影響

福島県が県内外に避難するすべての県民対象に平成26年1月に行った意向調査によると、約5割が2カ所以上の場所に離れて暮らしていることが明らかになった。本調査においても、世帯分離による影響について、その深刻さが回答に現れている（チーフ生活支援相談対象のA項目の質問のため、件数等の数字データはなく、記述式の回答となっている。その中で多くの事例があげられている）。

世帯分離により、特に高齢者が高齢者の介護をせざるを得なくなった老老介護ケースは多く、また母親と子どもだけの暮らしで子育て不安が生じたケースなども報告されている。震災前は、とくに福祉サービスが必要ではなかった世帯の場合、福祉サービスについての知識も乏しい場合が多いため、生活支援相談員等によるアウトリーチ型の相談活動は非常に重要であったと思われる。

③避難生活の長期化の影響

本調査は、ほぼ同時期、ほぼ同じ対象に3年継続して調査を行っている点が大きな特徴である。そこから見えてくるものとして何点かあげたい。

一つは、前述した世帯分離による影響である。1回目の調査時からこの問題は指摘されてきたが、3回目の調査でまた新たな課題が見えてきた。3回目の調査結果を見ると、いったん分離した家族は、その状態が長期化するにつれて、再び元の家族生活に戻ることが困難になっている状況が複数報告されている。もともと関係が悪かった家族はもちろん、関係が良かった家族であっても、別々の暮らしが常態化すれば、精神的な絆が切れてしまうこともある。

今後ますます世帯の再構築が難しくなることが予想され、仮設住宅および復興公営住宅へ転居してからも、このことを踏まえた福祉・保健サービスの配置が重要になると思われる。

さらに、3年間の調査を見る中で気になるのは、「支援慣れ」の問題である。借り上げ住宅ではあまり見られないが、仮設住宅においては、3回目の調査において「**今後の自立生活を困難にする障害**」として「支援慣れによる自立意識の低下」の割合が大変高くなっている。復興公営住宅への転居後のことも見通しながら、さらに自立支援に向けた関わりが必要となっていくことがわかる。

4. これからの生活支援相談員の役割

最後に、3回の調査結果を踏まえて、これからの生活支援相談員に求められる役割についてまとめておきたい。

① 訪問・相談活動の強化

今後、復興公営住宅等へ転居していく人が増えていき、訪問対象者数は減少する。しかし、むしろ生活支援相談員の訪問活動は重要性を増していくものと思われる。すなわち、仮設住宅に残っている人には、取り残され感、あせり、不安が増していくことから、精神的支えとしての“なじみ”の人(生活支援相談員)の訪問は大変重要である。

② 自立に向けた個別の支援プランづくり

一方、せっかくなじんだ場所や人間関係を離れ、復興公営住宅等へ転居することに不安を感じる人も多いだろう。そこで、その不安な気持ちをまず受け止め、同時に「不安」の内容を細かく分けて、一つひとつ対応策(使える制度・サービスや支援してくれる人)と一緒に考えていく等の、自立に向けた個別の支援プランづくりの役割も期待される。

③ 復興公営住宅へ移ってから孤立しないような調整

阪神・淡路大震災時は、仮設住宅から復興公営住宅へ転居してから、自殺や孤独死が増加した。この教訓を生かし、仮設住宅を出た後の見守り体制についても気にかけておきたい。復興公営住宅には、新たに、復興支援員やコミュニティ支援員が配置されることになっているが、それぞれの役割や対応範囲を確認しあいつつ、途切れない支援ができるように努めたい。

以上、本調査は最初に述べたように間接的な回答であるという限界がある。しかし、本調査から得られた知見はたくさんある。今後、避難住民への直接調査のための項目づくりの参考にしたり、生活支援相談員の研修プログラム作りに活かすなど、様々な活用の仕方ができるのではないだろうか。本調査結果が、避難されている方々の支援に活かされ、また生活支援相談の皆さんを支えるものとなることを期待している。

資 料

「生活支援相談員活動による避難住民生活の現状調査（第三回）」

実施要綱

1. 調査の目的

東日本大震災から3年の時が経過します。この間、標記調査を2回実施し、そのたびに必要な支援策などを関係機関などと共有してきました。

震災から3年、さらに長期化する避難生活により住民の生活はどのような状況にあり、どのように変化しているのか、この点について生活支援相談員の視点からあらためて明らかにし、今後さらに必要とされるべき生活支援策などを提言していくことを本調査の目的とします。

2. 調査の実施

(1) 調査の実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会とします。

(2) 本調査の実施にあたっては、県内市町村社会福祉協議会に配置されている生活支援相談員の協力を得て実施します。

3. 調査の協力機関

特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会

4. 調査の対象

県内市町村社会福祉協議会配置のすべての生活支援相談員
(平成26年1月1日現在 計200名)

5. 調査方法

生活支援相談員への郵送調査

6. 調査期間

平成26年1月15日から1月31日まで

7. 調査項目（別紙のとおり）

避難住民の状況調査

調査A：チーフ生活支援相談員が記入する項目

調査B：すべての生活支援相談員が記入する項目

8. 返送期限（市町村ごとにまとめて回答）

平成26年2月7日（金）まで

9. 問合せ・回答調査票の送付先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 総務企画課・地域福祉課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 TEL024-523-1251・1252

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査（第三回）」

調査項目

調査A（チーフ生活支援相談員が記入）

- 問1. 「見守り」訪問している世帯数。
- 問2. 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯
- 問3. 最近、問題が深刻化し対応が困難な事例
- 問4. 仮設住宅内におけるコミュニティの変化
- 問5. 世帯の変化や分離によって顕在化した福祉的課題
- 問6. 避難先に移住する場合の課題

調査B（すべての生活支援相談員が記入）

1. 避難住民に関して

- 問1. 日々の生活において感じている不安
- 問2. 生活上の課題
- 問3. 長期化する避難生活で必要とする支援
- 問4. 生きがいにしていること（※複数回答）
- 問5. 感謝していること（※複数回答）
- 問6. 今後の自立生活を困難にする障害（※複数回答）
- 問7. 生活支援相談員と最も連携が必要な関係職種及び専門機関
- 問8. 今後、生活支援相談員が行うべき活動
- 問9. 避難住民の生活支援に関して、行政機関等に提案すべき事項（※複数回答）

2. 生活支援相談員自身の状況

- 問1. 職務上の喜び
- 問2. 職務上の悩み
- 問3. 今後の職務上の目標

「生活支援相談員活動から見る避難住民の実態調査（第三回）」

調 査 票 A

このアンケートは、東日本大震災による避難生活を余儀なくされている住民の実態を知
ることを目的に、調査票Aはチーフ生活支援相談員、調査票Bはすべての生活支援相談員
の皆様にお伺いするものです。

震災からまもなく3年が経過しようとしている現在の避難住民の実態等についてご意見
をお聞かせください。

市町村名	生活支援相談員数	記入者名
社会福祉協議会	計 名	

問1) 生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数について、仮設住宅及び借り上
げ及び公営住宅（以下、「借り上げ住宅」）に入居する世帯に分けて、平成 年 月 日
現在で記入してください。

（※「見守り」：気がかりなことなどがあり、見守りが必要であると認識した上で、週
一回、月数回等の訪問を行っているような場合。また、訪問の必要性が高いが本人が拒
否している場合も含む。）

仮設住宅	借り上げ住宅
「見守り」訪問世帯数（ ）	「見守り」訪問世帯数（ ）

問2) 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯について記入してくださ
い。

仮設住宅 「見守り」訪問世帯数（ 問1に記載 ）	借り上げ住宅 「見守り」訪問世帯数（ 問1に記載 ）
内 世帯数（ ） ※上記のうち 人 高齢者世帯数（ ） 世 障がい者世帯数（ ） 帯 その他要支援者世帯数（ ）	内 世帯数（ ） ※上記のうち 人 高齢者世帯数（ ） 世 障がい者世帯数（ ） 帯 その他要支援者世帯数（ ）
内 世帯数（ ） ※上記のうち 人 高齢者世帯数（ ） 世 障がい者世帯数（ ） 帯 その他要支援者世帯数（ ）	内 世帯数（ ） ※上記のうち 人 高齢者世帯数（ ） 世 障がい者世帯数（ ） 帯 その他要支援者世帯数（ ）

内 三 人 以 上 世 帯	世帯数（ ） ※上記のうち 高齢者世帯数（ ） 障がい者世帯数（ ） その他要支援者世帯数（ ）	内 三 人 以 上 世 帯	世帯数（ ） ※上記のうち 高齢者世帯数（ ） 障がい者世帯数（ ） その他要支援者世帯数（ ）
---------------------------------	--	---------------------------------	--

問3）最近、問題が深刻化し対応が困難な事例について、具体的に記入してください。

問4）仮設住宅内におけるコミュニティの変化について、具体的に記入してください。

問5）世帯の変化や分離によって顕在化した福祉的課題について、具体的に記入してください。

問6）避難先に移住する場合の課題について、具体的に記入してください。

「生活支援相談員活動から見る避難住民の実態調査（第三回）」

調 査 票 B

このアンケートは、東日本大震災による避難生活を余儀なくされている住民の実態を知
ることを目的に、生活支援相談員として活動されている皆様にお伺いするものです。震災
からまもなく3年が経過しようとしている現在の避難住民の実態について、下記設問に対
して、率直なご意見をお聞かせください。

市町村名

社会福祉協議会

1. 避難住民に関して

問1) 住民が日々の生活において感じている不安は何ですか。最も該当する記号を□
内に記入してください。

【仮設住宅に避難している住民】

☐

- ア. 先が見通せないこと
- ウ. 健康や病気のこと
- オ. 経済的なこと
- キ. 放射能のこと
- ケ. 居住継続のこと
- サ. 居住環境のこと
- シ. その他（具体的に記入してください）

【借り上げ住宅に避難している住民】

☐

- イ. 住宅を再建できないこと
- エ. 孤独感があり、また孤立すること
- カ. 仕事が再開できないこと
- ク. 日常生活のリズムがつかれないこと
- コ. 情報が不足していること

問2) 住民の生活上の課題は何ですか。最も該当する記号を□内に記入してください。

【仮設住宅に避難している住民】

☐

- ア. 住環境の悪化
- エ. 住民間のトラブル
- キ. 健康維持や病気療養
- コ. 近隣住民との人間関係
- サ. その他（具体的に記入してください）

【借り上げ住宅に避難している住民】

☐

- イ. 就労の場の確保
- オ. 移動手段の確保
- ク. 住宅の再建

- ウ. 運動不足・体力低下
- カ. 高齢者の介護
- ケ. 情報の不足

問3) 長期化する避難生活で住民が必要とする支援は何ですか。最も該当する記号を口内に記入してください。

【仮設住宅に避難している住民】

【借り上げ住宅に避難している住民】

ア. 交通手段の確保

イ. 介護サービスの提供

ウ. 健康維持の取り組み

エ. 心のケア

オ. コミュニティづくり

カ. 孤立防止

キ. 生活環境の改善

ク. 住宅の再建

ケ. 自立生活の促進

コ. 生きがいづくり

サ. 情報の提供

シ. その他（具体的に記入してください）

問4) 住民が生きがいになっていることは何ですか。該当する記号を口内に記入してください（二つ選択）。

【仮設住宅に避難している住民】

【借り上げ住宅に避難している住民】

ア. サロン・イベント

イ. 趣味・運動

ウ. 近隣住民同士の交流

エ. 地域や家庭での役割

オ. 仕事

カ. 家族の存在

キ. 仲間との存在

ク. 生活支援相談員の訪問

ケ. 元の住民同士の交流

コ. 避難先の住民との交流

サ. その他（具体的に記入してください）

問5) 住民が感謝していることは何ですか。該当する記号を口内に記入してください（二つ選択）。

【仮設住宅に避難している住民】

【借り上げ住宅に避難している住民】

ア. 支援物資等

イ. ボランティア等の支援

ウ. 生活支援相談員の訪問

エ. 整った住環境

- オ. 避難先の住民の支え
- キ. 近隣住民同士の支え
- ケ. 移動手段の確保
- サ. 元の住民同士の交流
- ス. 家族の存在
- ソ. その他（具体的に記入してください）

- カ. サロン活動
- ク. 生活情報の提供
- コ. 趣味活動・運動ができる環境
- シ. 避難先の住民との交流
- セ. 仕事ができる環境

問6) 今後の自立生活を困難にする障害は何ですか。最も該当するものから順に記号を口内に記入してください（三つ選択）。

【仮設住宅に避難している住民】

1 2 3

【借り上げ住宅に避難している住民】

1 2 3

- ア. 支援慣れによる自立意識の低下
- ウ. 仕事先が無いなど就労問題
- オ. 世帯の分離
- キ. 身体機能の低下
- ケ. 数度にわたる居住場所の移動
- サ. 避難生活の長期化による自立意欲の低下
- ス. 限られた移動手段
- ソ. 生活再建への焦燥感
- チ. 避難元地域の復興の遅れ
- テ. その他（具体的に記入してください）

- イ. 先が見通せない状況
- エ. 就労意欲の低下
- カ. 資金不足など経済的な問題
- ク. 過度な支援物資の配布
- コ. 現在のコミュニティへの依存
- シ. 原子力災害の損害賠償への依存
- セ. 不明確な今後の居住先
- タ. 過剰な被害者意識
- ツ. 利便がいい生活への慣れ

問7) 生活支援相談員と最も連携が必要な関係職種及び専門機関は何ですか。最も該当する記号を口内に記入してください。

【仮設住宅に避難している住民に対して】

職種 専門機関 その他

【借り上げ住宅に避難している住民に対して】

職種 専門機関 その他

○関係職種

- ア. 保健師・看護師
- イ. 民生委員・児童委員
- ウ. 介護支援専門員
- エ. 医師
- オ. 仮設連絡員（仮設住宅管理人）
- カ. 行政職員
- キ. 臨床心理士
- ク. 社会福祉士
- ケ. 精神保健福祉士
- コ. その他（具体的に上記に記入してください）

○専門機関

- | | | |
|------------------------|---------------|------------|
| ア. 行政機関 | イ. 地域包括支援センター | ウ. 保健センター |
| エ. 医療機関 | オ. 社会福祉協議会 | カ. 保健福祉事務所 |
| キ. 心のケアチーム | ク. 教育機関 | ケ. 自治会 |
| コ. その他（具体的に上記記入してください） | | |

問 8）今後、生活支援相談員が行うべき活動は何ですか。最も該当する記号を□内に記入してください。

【仮設住宅に避難している住民に対して】

【借り上げ住宅に避難している住民に対して】

☐
☐

- | | | |
|----------------------|-----------------|------------|
| ア. 安否確認・見守り訪問活動 | イ. 自立支援 | ウ. 傾聴 |
| エ. 関係機関・支援へのつなぎ | オ. 住民同士のつながりづくり | カ. 心のケア |
| キ. 孤独・孤立の防止 | ク. コミュニティづくり | ケ. 生きがいつくり |
| コ. 体力低下防止 | サ. 情報提供 | |
| シ. その他（具体的に記入してください） | | |

問 9）避難住民の生活支援に関して、行政機関等に提案すべき事項は何ですか。最も該当するものから順に記号を□内に記入してください（三つ選択）。

【仮設住宅に避難している住民について】

【借り上げ住宅に避難している住民について】

1 ☐

2 ☐

3 ☐

1 ☐

2 ☐

3 ☐

- | | | |
|----------------------|----------------|---------------|
| ア. 住環境の改善 | イ. 今後の見通しの説明 | ウ. 個人情報の共有 |
| エ. 住民意識や生活実態把握 | オ. 速やかで正しい情報提供 | カ. 雇用問題への取り組み |
| キ. 空き住居への転居支援 | ク. 住民の交流の場の提供 | ケ. 高齢者の住宅の確保 |
| コ. 住民との対話 | サ. 緊急時の連絡体制確立 | シ. 住宅再建への支援 |
| ス. 復興住宅の建設 | セ. 要介護者への支援 | ソ. 移動手段の確保 |
| タ. 定期的な行政説明 | | |
| チ. その他（具体的に記入してください） | | |

2. 生活支援相談員自身の状況

問1) 職務上の喜びは何ですか。最も該当する記号を□内に記入してください。

☐

- ア. 顔と名前を覚えてもらったとき
- イ. 訪問時に感謝の言葉をかけてもらったとき
- ウ. 信頼関係が構築されたとき
- エ. 充実したサロンや交流会が行えたとき
- オ. 住民の病気等を早期に発見したとき
- カ. 必要な機関につなぎ、問題が解決したとき
- キ. 生活再建によって訪問活動が終了したとき
- ク. その他 ()

問2) 職務上の悩みは何ですか。最も該当する記号を□内に記入してください。

☐

- | | |
|--------------|-----------------|
| ア. 知識・経験の不足 | イ. 不明確な職務の範囲 |
| ウ. 限定された職務内容 | エ. 行政等からの情報の不足 |
| オ. 事務的負担の過多 | カ. 被災・避難者との関係構築 |
| キ. 職務の責任の重さ | ク. 不安定な雇用 |
| ケ. 相談員の立場の低さ | |
| コ. その他 () | |

問3) 今後の職務上の目標は何ですか。最も該当する番号を□内に記入してください。

☐

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ア. 孤独、孤立死をなくすこと | イ. 訪問件数を増やすこと |
| ウ. 住民の信頼を得ること | エ. 住民の自立を促すこと |
| オ. 住民の実態を把握すること | カ. コミュニティづくりを進めること |
| キ. 一緒に帰還すること | |
| ク. その他 () | |

ご協力ありがとうございました。

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査(第三回)」
報告書

発 行	平成26年4月
発行者	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内 TEL 024-523-1251 FAX 024-523-4477
印 刷	タカラ印刷株式会社

平成26年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

全国200万人加入!!

ふくしの保険

検索

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。

保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

補償金額(保険金額)・保険料

		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
賠償責任の補償		賠償責任保険金	5億円 (限度額)
年間保険料		基本タイプ	300円
		天災タイプ*	460円

*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など
- 地域福祉サービス

●お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社
TEL:03(3593)6245

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

平成26年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年職種別A級

▶補償金額	
賠償事故に対応	基本補償(A型) 見舞費用付補償(B型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円 2億円・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円 2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円 200万円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円 20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円 1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円 1,000万円
お見舞い等の各種費用	
初期対応費用(期間中)	500万円 500万円
事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
利用者傷害死亡事故弔慰金	死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
利用者傷害事故見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所:1,300円
通所:1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記までお願いします。●

団体 社会福祉法人
契約者 全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
TEL:03(3593)6433

取扱 株式会社 福祉保険サービス
代理店 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈SJ13-12122 2014.2.13作成〉

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。
日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。